







暗渠排水の事業を当該区画整理と併せて行う場合にあつては、これらの事業を含む。)であつて、農地の収益性の向上及び効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農地の利用の集積に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するもののうち、おおむね四百ヘクタール以上 の地積にわたる土地を受益地とするもの 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、区画整理及び開畠(開発して畑とすることが適當な土地及び農地間の地目変換により畑とすることが適當な土地を受益地とするものに限る。(以下この号において同じ。)を併せ行う事業又は区画整理及び開畠並びに次に掲げる事業のいずれかを併せ行う事業であつて、おおむね四百ヘクタール(区画整理又は開畠の施行に係る地域のうちに農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であつて、当該施行に係る地域における農用地の効率的な利用を促進する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものを含むものにあつては、当該施行に係る地域がおおむね二百ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

六 農業用用排水施設の新設又は変更であつて、前号に掲げる事業と併せてその事業を行つることにより、これらの土地改良事業の効率化が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなるもののうち、おおむね二百ヘクタール（現に農業用用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするものにあつてはおおむね百ヘクタール、北海道の区域内における池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七 国が管理する農用地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧

八 前各号に掲げる事業に附帯する土地改良事業

3 北海道、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）又は離島振興法（昭和二十九年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。以下単に「離島」という。）については、農林水産大臣は、第一項の規定にかかわらず、当分の間同項第一号及び第四号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。

（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件）

第五十条 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により国が一体事業を行うべきことを申請する場合には、その一体事業を構成する土地改良施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業は、それぞれ前項各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とする農業用排水施設の新設、管理若しくは変更（当該新設、管理又は変更に係る農業用排水施設の変更を含む。）を目的とするもの、開田を目的とするもの又は北海道の区域内における排水施設の新設若しくは変更を目的とするものにあつてはおおむね百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつてはおおむね五十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

一の二 国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業によつて生じた農業用排水施設（農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）の更新のために行う当該農業用排水施設の変更であつて、おおむね百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とする事業、農林水産大臣が当該事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

一の三 ダム（余水吐け、通水装置その他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物を含む。以下同じ。）で農用地の災害を防止するため必要なもの（以下の号、次号及び第七号の六イ並びに第十五項において「防災ダム」という。）若しくは農業用排水施設で老朽化したため若しくは周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの廃止若しくは変更又は当該農業用排水施設に代わる農業用排水施設の新設（以下「老朽用排水施設等整備事業」と総称する。）であつて、おおむね二十ヘクタール（防災ダムで決壊するおそれがあるものの補強にあつてはおおむね五ヘクタール、ため池で決壊するおそれがあるものの補強にあつてはおおむね二ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

一の四 農業用排水施設若しくは農業用道路の変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業（防災ダムの廃止及び変更を除く。）併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によ

りその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの  
一の五 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの（次に掲げるもののうち二以上に該当するものに限る。）  
イ 老朽化したため又は周辺地域の自然的社會的条件の変化等に起因して脆弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの  
ロ 農用地の灌水を排除するため必要があるもの  
ハ 生活排水による農業用排水の汚染に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの  
二 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの  
一 の六 米穀の生産の転換を図るために必要な農業用の排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする農業用の用水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土若しくは暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール（離島の地域内において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの  
二 の二 農用地の造成であつて、開発して農用地とすることが適当な土地（その土地の開発と併せて行う農用地間の地目変換により田以外の農用地とすることが適当な土地を含む。第五十条の二の六において同じ。）でおおむね五十ヘクタール以上の地積にわたるものを受け益地とするもの  
二の三 農業用排水施設の新設又は変更であつて、前号に掲げる事業（開田及び開畠に限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらとの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するもの

する事が明らかであるもののうち、おおむね二百ヘクタール（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするもの又は開田を目的とするものにあつては、おおむね七十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二の四 開田又は開畠であつて、第一号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止をする事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、開発して農地とすることが適當な土地（その土地の開発と併せ行う農地間の地目変換により畑と域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地を含む。）でおおむね三十ヘクタール以上の地積にわたるものを受けたもの

三 農用地の災害を防止するため必要なダムの新設、廃止又は変更であつて、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

三の二 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

三の三 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね五ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四 農地の保全上必要な排水施設、階段工その他これに準ずる施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の一 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（シラス、ボラ、コラ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壤で覆われている地域において行うものに限る。）と併せてその事業の効率が著しく高められかつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

四の二 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（シラス、ボラ、コラ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壤で覆われている地域において行うものに限る。）と併せてその事業の効率が著しく高められかつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

四の三 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（シラス、ボラ、コラ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壤で覆われている地域において行うものに限る。）と併せてその事業の効率が著しく高められかつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

四の四 開田又は開畠であつて、第一号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止をする事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地（その土地の開発と併せ行う農地間の地目変換により畑と域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地を含む。）でおおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の五 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止をする事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地（その土地の開発と併せ行う農地間の地目変換により畑と域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地を含む。）でおおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の六 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止をする事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地（その土地の開発と併せ行う農地間の地目変換により畑と域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地を含む。）でおおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の七 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地（その土地の開発と併せ行う農地間の地目変換により畑と域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地を含む。）でおおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の八 農業用道路の変更、暗渠排水又は整地であつて、第四号に掲げる事業（農用地の湛水を排除するため必要な排水施設の変更であつて、農林水産大臣が水路網の分布状況等を勘案して定める基準に該当する地域において行うものに限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地（その土地の開発と併せ行う農地間の地目変換により畑と域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが適當な土地を含む。）でおおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五 農作物の冷害を防止するため必要なため池の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の一 農作物の冷害を防止するため必要なため池の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の二 区画整理であつて、おおむね六十ヘクタール（その施行後における農用地の区画の地積等を勘案して農用地の効率的な利用を促進する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもの又は法第七条第四項に規定する土地改良事業であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十一ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の三 区画整理であつて、第二号の二に掲げる事業（農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理であつて、前号に掲げる事業（農業用排水施設の他の施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の四 農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、土留工その他の施設の新設又は変更（農業用道路にあっては、変更して定める基準に該当するものにあつては、おおむね六十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の五 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改修若しくは保全のため必要な事業又は地の改修若しくは保全のため必要な事業又は畜の業務のための採草の目的に供される農用地の改修若しくは集団化を目的として行う区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改修若しくは保全のため必要な事業又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされる農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の六 農業用排水施設若しくは農業用道路の変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、暗渠排水若しくは整地又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の七 農用地の災害復旧であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

六 農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧であつて、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七 農用地の災害復旧であつて、おおむね六十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の一 カドミウム、硫黄、銅、浮遊物質等による農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は堆土（以下「公害等防除事業」という。）であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の二 農業用排水施設その他の施設の新設若しくは変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、客土又は暗渠排水であつて、次に掲げる事業のうち二以上を併せ行う事業と併せてその事業を行ふことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

七の三 農業用排水施設その他の施設の新設若しくは変更又は区画整理であつて、前号に掲げる事業（農業用排水施設の他の施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

七の四 地盤の沈下に起因して、農作物等の生産条件が不利な地域において行う農業用排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃

れ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、おおむね三十ヘクタール以上の地積（農林水産大臣がその施行後に導入される作物等を勘案する事項に該当するものにあつては、おおむね二十二ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの）にあつては、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の五 農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、客土又は暗渠排水若しくは整地又は土留工その他の施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路にあっては、変更に限る。）、暗渠排水若しくは整地又はこれらのうち二以上を併せ行う事業又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされる農業用排水施設の新設、廃止若しくは整地若しくはこれらを併せ行う事業であつて、効率的かつ安定期的な農業経営を営み、又は嘗むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものうち、おおむね五ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の六 農業用排水施設若しくは農業用道路の変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、暗渠排水若しくは整地又は土留工その他の施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路にあっては、変更に限る。）、暗渠排水若しくは整地又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の七 地盤等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う農業用排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃

することを防止するため必要な農業用排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路にあっては、変更に限る。）、客土、暗渠排水若しくは整地若しくはこれらを併せ行う事業であつて、効率的かつ安定期的な農業経営を営み、又は嘗むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものうち、おおむね二十二ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の八 第三号の二に掲げる事業

七の九 第三号の三に掲げる事業

七の十 第四号に掲げる事業のうち農用地の湛水を排除するため必要があるもの

七の十一 第一号の三に掲げる事業（防災ダムの廃止又は変更に限る。）又は第三号に掲げる事業

七の十二 第四号に掲げる事業のうち農用地の湛水を排除するため必要があるもの

七の十三 第四号に掲げる事業（うち農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要があるもの）

七の十四 第七号の二に掲げる事業のうち生活排水による農業用排水の汚染に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの

七の十五 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う農業用排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃

止若しくは変更、区画整理、農用地の造成若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらのうち二以上を併せ行う事業（次のいずれかに該当するものに限る。以下「特定地域基盤整備事業」という。）であつて、おおむね十ヘクタール（当該地域の農産物の生産、加工、流通又は販売のための施設その他の当該地域の特性に応じた農業の振興に資する施設を整備する事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）と併せて行うものについては、おおむね五ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

イ 現に耕作の目的に供されないと見込まれる農地が介在すること又は当該地域における農地の地下水位の状況に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作物の能率が低下することを防止するため必要なもの。

ロ 農地の農業上の利用の増進及び農地の収益性の向上に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するもの。

七の八 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な農業用具排水施設、土留工その他の施設の新設、廃止若しくは変更、暗渠排水若しくは整地又はこれららのうち二以上を併せ行う事業（以下「特定地域農用地防災土地改良施設整備事業」という。）であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

七の九 畜作物の生産の振興を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当する区域内において行う農業用の用水施設の変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

八 北海道の区域内にある農地につき行う客土であつて、おおむね一百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

九 北海道の区域内にある耕作に特に障害となる石れきの混入している農用地（農林水産大臣が石れきの混入の程度等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）につき行う当該石れきの排除であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。

十一 畑の改良又は集団化を目的として行う次に掲げる事業であつて、効率的かつ安定的な農業経営を當み、又は當むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもの

イ 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね三十五ヘクタール（樹園地を受益地とするものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ロ 農用地の造成であつて、イに掲げる事業（客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業を除く。）と併せて行われるもの

十二 能率的な農業の技術の導入その他合理的な農業の生産方式の導入を行うため必要な次に掲げる事業を併せ行うもの

イ 区画整理であつて、おおむね二十ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ロ 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業

十三 前各号に掲げる事業に附帯する土地改良事業

法第八十五条第一項又は第八十五条の二第二項の規定により都道府県が総合土地改良計画（二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における農業生産の選択的拡大及び農用地の利用の高度化に寄与することが明らかである地域についての当該二以上の土地改良事業の施行に関する計画）であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するも

のをいう。以下同じ。に従つて土地改良事業を行なうべきことを申請する場合には、これらのうち二以上を併せ行なう事業であつて、おおむね六十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。

一 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、客土若しくは暗渠排水又はこれらの中のうち二以上を併せ行なう事業であつて、おおむね六十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。

二 区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

三 地形整備計画（区画整理若しくは暗渠排水を施行すること又は二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業經營を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理若しくは暗渠排水若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業又は当該二以上の土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行なうものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上となるものでなければならない。

ある地域についての当該農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更若しくは区画整理又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものを行なうべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（北海道の区域内におおむね二十ヘクタール（北海道の区域内において行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業の生産条件が不利な地域において行うもの又は樹園地を受益地とするものを除く。）において行うものの（樹園地を受益地とするものを除く。）にあつてはおおむね百ヘクタール、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの（樹園地を受益地とするものを除く。）にあつてはおおむね十ヘクタール、樹園地を受益地とするものにあつてはおおむね五ヘクタール）以上となるものでなければならぬ。い。

一 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は区画整理

二 農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農用地利用集積地域土地改良整備計画（効率的かつ安定的な農業經營を営み、又は當むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積が相当程度図られている地域におけるこれらの者の行う農作業の能率の向上に寄与することが明らかなる農業用排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

一 農業用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二 区画整理、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が作付転換・作付地集團化促進土地改良整備計画（農業用用排水施設の新設又は変更を施行することによりその区域内における水稻から畑作物への作付けの転換及び当該転換に係る作付地の集團化に寄与することが明らかである地域についての当該農業用用排水施設の新設若しくはこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものについては、おおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することを相当とするもの）に従つて土地改良事業を行つべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、区画整理を施行することによりその区域内における農業經營の合理化に寄与することが明らかである地域についての当該二以上の土地改良事業又は当該区画整理若しくはこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものについては、おおむね十ヘクタール以上（地積にわたる土地を受益地とするもの）に従つて土地改良事業を行つべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならぬ。

一 農業用用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うべきものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二 区画整理、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農用地灾害防止ため池整備計画（ため池が道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならぬ）

三 農業用用排水施設、農業用道路その他の農用地改良整備計画（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は当該農地となるおそれがある農地が相当程度存在する地域におけるこれ

の保全に寄与することが明らかである土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものを行つべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール以上となるものでなければならない。

四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五 農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（客土及び暗渠排水を除く。）である農業用用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土又は暗渠排水

六 農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（客土及び暗渠排水を除く。）である農業用用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土又は暗渠排水

七 農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（客土及び暗渠排水を除く。）である農業用用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土又は暗渠排水

八 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成

九 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成

十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

十二 農業用用排水施設の新設又は変更を施行することによりその区域内における農業生産性向上に寄与することができる農業用用排水施設の新設又は変更の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものを行つべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール以上となるものでなければならない。

十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

三十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

四十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

五十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

六十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

七十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

八十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

九十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百 都道府県が遊休農地利用増進土壤の合計がおおむね五ヘクタール以上となるもの

一百零一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百零二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百零三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百零四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百零五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百零六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百零七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百零八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百零九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一〇 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百一九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百二十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百三十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百四十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百五十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十五 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十六 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十七 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十八 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百六十九 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百七十 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百七十一 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百七十二 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百七十三 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

一百七十四 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更



とを申請する場合であつて、当該関連施行事業が第五十条の二の二第一項第三号に該当する施設更新事業と併せて総合土地改良計画に従つて行うものであるときは、当該関連施行事業は、農業用排水分設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗きよ排水のいずれかに該当するものでなければならない。  
(地方公共団体等が申請すべき農用地造成事業の要件)

ル（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね五ヘクタール）とする。

の三の一第二項において準用する法第五十三条の三第二項の政令で定める者は、都道府県及び市町村以外の地方公共団体、農事組合法人及び農業協同組合連合会その他の営利を目的とした法人とする。

(仮清算金の徴収又は支払に関する規定の準用)

**第五十一条** 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三条の八第三項の規定による仮清算金の徴収又は支払には、第四十八条の七の規定を準用する。

<p>(農地中間管理機構が農地中間管理権を有する 農用地を対象とする申請によらない土地改良事 業の要件)</p> <p><b>第五十条の二の八</b> 法第八十七条の三第一項第二 号の政令で定める面積は、おむね十ヘクターハー</p>	<p>一 法第八条第四十八条の二各号に掲げる要件 十七条の二 第四項第一号に掲げる場合</p> <p>二 法第八条第四十八条の三各号に掲げる要件。 第十七条の二この場合において、同条第一号中 第四項第二「第四十八条第三項」とあるのは、 号に掲げる「第八十七条の二第四項」と、「現行 場合 管理区域」とあるのは「土地改良区 管理区域」と、同条第二号イ及び第三号中 「土地改良区管理区域」とあるのは「</p>
--	--

（土地に於いて法律第三条に基づく資本を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該農業用排水施設の管理に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば当該農業用排水施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。）

イ 当該土地改良事業に要する費用  
ロ 当該土地改良事業の実行後の当該農業用排水施設の管理に要する費用

（農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の変更の要件）

**第五十条の二の二十一** 法第八十八条第十五項第二号（農業経営基盤強化促進法第一十二条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める期間は、十五年とする。

（土地改良施設等の用に供する土地の取得者）

**第五十条の三** 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の三第二項及び法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条

二第一項の規定によれば國が行う同項第一号の事業を除く。)につき法第九十七条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、次に掲げる額(当該國営土地改良事業に要する費用の額に國が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を加えるほか、当該國営土地改良事業につき同条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額(國が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を加える。)とする。

一の四 法第八十五条第一項、第八十五条の二  
第一項又は第八十五条の三第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第六号に掲げる事業につては、当該事業に要する費用の額の百分の六十に相当する額を超えず、かつ、その百分の五十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

一の五 法第八十五条第一項、第八十五条の二  
第一項又は第八十五条の三第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第五号に掲げる事業（区画整理及び開畠を除く。）につては、当該事業に要する費用の額の百分の五十五に相当する額を超えず、かつ、その百分の四十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

二 法第八十七条の二第一項の規定により國が行う同項第二号イの事業につては、次号及び第三号に掲げる事業を除き、イに掲げる額に口に掲げる額を加えて得た額の三分の一に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十

ル（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね五ヘクタール）とする。

**第五十条の二の九** 法第八十七条の三第一項第二号の政令で定める要件は、集団的に存在する土地であることとする。

**第五十条の二の十** 法第八十七条の三第一項第三号（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める期間は、十五年とする。

（急施の場合の要件）

**第五十条の二の十一** 法第八十七条の四第一項（法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次に掲げるるものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る農業用用排水施設について、次に掲げる変更を要することとなること。

イ 当該農業用用排水施設に係る受益地の変更

ロ 当該農業用用排水施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内にあつては、

の三の二第二項において準用する法第五十三条の三第一項の政令で定める者は、都道府県及び市町村以外の地方公共団体、農事組合法人及び農業協同組合連合会その他の當利を目的とした法人とする。

(仮清算金の徴収又は支払に関する規定の準用)

**第五十一条** 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三条の八第三項の規定による仮清算金の徴収又は支払には、第四十八条の七の規定を準用する。

(都道府県知事が行う換地処分等)

**第五十二条** 法第八十九条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とするための国営土地改良事業（東日本大震災に対応するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第二条第三項に規定する復旧関連事業及び福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八条第一項若しくは第三項又は第十七条の十三第一項若しくは第三項の規定により国が行うものを除く。）に係るものは、当該都道府県知事が行うこととする。

(国営土地改良事業の負担金)

額（当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき法第九十条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定による者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下この項において同じ。）の百分の四十に相当する額を超えて、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額）

一の二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第四号の三に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の百分の五十に相当する額を超えず、かつ、その三分の一に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

一の三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第五号に掲げる事業（区画整理及び開畠に限る。）にあつては、

に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

口 当該事業に要する費用の額

二の二 国営土地改良事業により生じた農業用排水施設の管理にあつては、当該事業に要する費用の額の百分の二十二・五に相当する額

二の三 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第一号に掲げる事業であつて、イに掲げる事業と併せて行われるもの

二の四 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の百分の二十五に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第六項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第三号に掲げる事業

口 法第八十五条第一項、第八十五条の二第二項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項

二の五 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の二第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第一号に掲げる事業であつて、イに掲げる事業と併せて行われるもの

二の六 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

イ 法第八十五条第一項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九条第一項第四号に掲げる事業であつて、イに掲げる事業と併せて行われるもの

農用地の保全又は利用上必要な施設の災害

第一項若しくは第八十五条の三第六項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の五第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の三十五に相当する額(当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の数(以下この号において「資格者数」という。)を八万円に乗じて得た額を超え(以下この号において「基準額」という。)を超えて、資格者数を十五万円に乗じて得た額を超えない場合には、その基準額を超える部分の額の百分の十に相当する額に基準額の百分の三十五に相当する額を加えて得た額、資格者数を十五万円に乘じて得た額を超える場合には、資格者数に七万円を乗じて得た額においては、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額を加えて得た額)。

三の二 津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業(以下「除塩事業」という。)で法第八十七条の五第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第二項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて行う一体事業にあつては、当該事業に要する費用の額の百分の六十に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

五 法第八十五条の四第一項の申請によつて国が行う農用地造成事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により行うものその他国に負担させる負担金の額は、当該事業に要する費用(当該事業によつて造成される埋立地又は干拓地でその土地につき法第九十四条の八第三項又は第九十四条の八の二第三項の規定による配分通知書の交付があつたもの(以下「配分造成地」という。)の造成の事業に要する費用で

額を超えるものであるときは、合計額のうち当該田以外の農用地の工事にかかる費用に相当する部分に限り、その百分の二十（当該附帯事業が農用地の工事に係る費用に相当する部分に限り、その百分の二十五）に相当する額を下限とする。ただし、当該施設の規模を勘案して定められた範囲内での農林水産大臣の基準に該当するものを含むものであるときは、当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の十五）に相当する額とする。
額を下限とする。ただし、当該施設の規模を勘案して定められた範囲内での農林水産大臣の基準に該当するものを含むものであるときは、当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の十五）に相当する額とする。
額を下限とする。ただし、当該施設の規模を勘案して定められた範囲内での農林水産大臣の基準に該当するものを含むものであるときは、当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の十五）に相当する額とする。
額を下限とする。ただし、当該施設の規模を勘案して定められた範囲内での農林水産大臣の基準に該当するものを含むものであるときは、当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の十五）に相当する額とする。
額を下限とする。ただし、当該施設の規模を勘案して定められた範囲内での農林水産大臣の基準に該当するものを含むものであるときは、当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の十五）に相当する額とする。

二年（前条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、三年）、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

二 都道府県が法第九十条第二項の規定により当該國營土地改良事業に係る同項の農林水産省令で定める者から当該負担金の一部を徵収する場合におけるその徵収すべき金額に応ずる負担金の部分については、農林水産大臣の定める支払の方法

三 都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定による徵収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徵収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該國營土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該國營土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

前条第一項の負担金で同項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

前条第一項及び第三項の負担金は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。

一 都道府県が法第九十条第二項の規定により当該國營土地改良事業に係る同項の農林水産省令で定める者から当該負担金の一部を徵収する場合におけるその徵収すべき金額に応ずる負担金の部分については、農林水産大臣の定める支払の方法

二 都道府県が法第九十条第三項の規定により同項に規定する土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徵収する場合（その者から他の徵収金に代えて同条第四項の規定により土地改良区から徵収する場合を含む。）におけるその徵収すべき金額に応ずる負担金又はその部分、都道府県が同条第五項の規定により当該國營土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分及び都道府県

が同条第九項の規定により当該国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金の部分については、支払期間（据置期間を含む。）を二十五年、据置期間を三年、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法の全部若しくは一部につき一時支払の方法）又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

第一項第一号の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の四第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下この項及び次条第二項において「災害復旧等」という。）を併せて行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担せざることが適当であると認める場合、その利益の全てが発生した年度

一 農林水産大臣が、第四十九条第一項第一号に掲げる国営土地改良事業の完了する以前において、指定工事（農林水産省令で定めるところにより、当該国営土地改良事業の工事のうち早期に完了すべきものとして土地改良事業計画においてあらかじめ指定した工事をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定工事に係る事業の部分に要する費用の額（以下この項及び次条第二項において「指定事業費額」という。）に係る部分の額（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、同号の第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る部分の額から当該第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額）を負担させることが適当であると認められる場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する以前において、イに掲げる第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程（土地改良事業計画に定める農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を除く工事（以下この号及び同項第三号において「第一種指定工事等」という。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（当該第一種指定工事等に係る事業の部分に要する費用の額（同項第二号及び第三号において「第一種指定工事等事業費額」という。）に係る部分の額に限る）を負担せることが適當であると認める場合、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度

イ 第一種指定工事（当該指定工事のうち口に掲げる第二種指定工事以外の工事をい

□ 第二種指定工事（当該指定工事のうち、  
う）

指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したものを

四

事（指定工事を除く。口において同じ。）のうち口に掲げる第二種工事以外の工事をいう。）

口 第二種工事（当該国営土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したもの）をいう。次条第一項第四号において同じ。）

第三項第二号の支払期間の始期は、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度の初日とする。

前条第一項の負担金で法第九十条第八項の国営市町村特別申請事業に係るものは、農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の徵收方法等）

**第五十三条** 法第九十条第二項の規定により徵收する負担金（第三項に規定するものを除く。）

二、農林水産大臣が、第四十九条第一項第一号に掲げる国営土地改良事業の完了する以前において、指定工事（農林水産省令で定めるところにより、当該国営土地改良事業の工事のうち早期に完了すべきものとして土地改良事業計画においてあらかじめ指定した工事をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定工事に係る事業の部分に要する費用の額（以下この項及び次条第二項において「指定事業費額」という。）に係る部分の額（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、同号の第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る部分の額から当該第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額）を負担させることが適当であると認められる場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度農林水産大臣が、農業用用排水施設の新設又は変更に係る指定工事の完了する以前において、イに掲げる第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程（土地改良事業計画に定める農業用用排水施設の機能

事（指定工事を除く。口において同じ。）のうち口に掲げる第二種工事以外の工事をいう。）

口 第二種工事（当該国営土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したもの）をいう。次条第一項第四号において同じ。）

第三項第二号の支払期間の始期は、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度の初日とする。

前条第一項の負担金で法第九十条第八項の国営市町村特別申請事業に係るものは、農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の徵收方法等）

**第五十三条** 法第九十条第二項の規定により徵收する負担金（第三項に規定するものを除く。）

イ 第一種指定工事（当該国営土地改良事業の工事）  
四 口 第二種指定工事（当該指定工事のうち、農林水産大臣が、農業用用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む国営土地改良事業の完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事（以下この号及び次条第二項第四号において「第一種工事等」という。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額（同号において「第一種工事等事業費額」という。）に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度（ロに掲げる第二種工事のうち、指定工事を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種工事が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度）

の第四第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき我が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、第五十二条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては十五年を、その他の国営土地改良事業にあつては十七年をそれぞれ下らないものとし、据置期間は、同項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては三年を、その他の国営土地改良事業にあつては二年をそれぞれ下らないものとし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

は、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者については、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときに限りその負担金の全部若しくは一部につき一時支払の方法により支払わせるものとし、当該国営土地改良事業に係る法第九十条第二項の農林水産省令で定める者については、当該都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。ただし、当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び地方消費税に相当する額に応ずる負担金の部分については、前条第一項ただし書の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。

2 前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項若しくは第八十五条の四第一項の申請により、又是法第八十七条の二第一項若しくは第八十七条

業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金に限る。）を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度（当該第二種指定工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る前項の負担金については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年

一　国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度

二　第四十九条第一項第一号に掲げる国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を負担させているときには、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を除いた負担金）を徴収することが適當であると都道府県が認める場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度

三　農業用用排水施設の新設又は変更に係る指定工事が完了する以前において、第一種指定工事等が完了し、かつ、当該国営土地改良事

適當であると都道府県が認める場合、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年一度で都道府県の指定する年度（当該第二種工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る前項の負担金については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度）

**第五十三条の二** 法第九十条第三項の規定により  
金で第五十二条第一項第二号の二及び第四号に  
掲げる事業に係るものは、前条第二項の規定に  
より農林水産大臣が定める支払の方法に準拠せ  
て都道府県が定める支払の方法により支払わせ  
るものとする。

徴収する負担金は、支払期間（据置期間を含む。）を二十五年以上、据置期間を三年以上定める率以内とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとす。

2 前項の支払期間の始期は、法第九十四条の八  
第五項（法第九十四条の八の二第六項において  
準用する場合を含む。）の規定により当該負担  
金に係る配分造成地の所有権が取得された年度  
の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の  
初日とする。

（国営土地改良事業の負担金についての市町村  
の支払方法等）

**第五十三条の三** 法第九十条第五項又は第九項の  
規定により市町村に負担させる負担金（第三項  
及び次条に規定するものを除く。）は、次に掲  
げる方法により支払わせるものとする。ただし  
し、当該国営土地改良事業に要する費用の額に  
国が納める義務がある消費税及び地方消費税に  
相当する額が含まれる場合における当該消費税  
及び地方消費税に相当する額に応ずる負担金の  
部分については、第五十二条の二第一項ただし  
書の規定により農林水産大臣が定める支払の方  
法に準拠して都道府県が定める支払の方法によ

---

— 1 —

二 法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（前号に掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

前項第二号の元利均等年賦支払には、第五十三条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させること」と、同項第二号中「当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を除いた負担金）を徴収すること」とあるのは、「当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る部分の額から当該第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額）を負担させること」と、同項第三号中「当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（第一種指定工事等事業費額に係る部分の額に限る。）を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額に限る。」とあるのは「部分の額については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得たもの定める支払の方法

---

8

前項第二号の元利均等年賦支払には、第五十三条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る前

項の負担金を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させる」と、同項第二号中「当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金(次号に掲げる場合に該当する)

の場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を除いた負担金）を徴収すること」とあるのは、「当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を負担させているときは、当該指定

事業費額に係る部分の額から当該第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額)を負担させる」と、同頁第三号中「当該国若士

地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金に限る。）を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（第二種指定工事等事業費額に係る部分の額に限る。）

を負担させること」と、「前項の負担金については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者三分の二以上との同意を得

收を受けるべき者の三分の一以上の同意を得て」とあるのは「部分の額について」は、当該第

一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該市町村の同意を得て一

（国営市町村特別申請事業に係る関連管理事業）  
抛して都道府県が定める支払の方法により支払  
わせるものとする。

(国営市町村特別申請事業に係る関連管理事業の要件)

**第五十三条の七** 法第九十条第八項の政令で定める要件は、土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で同項の国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するものを行う者が、当該国営市町村特別申請事業の施行により、当該市町村に別に申請事業の施行によ

り、当該土地改良事業に係る土地改良事業計画について、当該土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更をしたこととする。

(国営土地改良事業に係る特別徵収金)  
**第五十三条の八** 法第九十条の二第一項、第四項  
及び第六項の政令で定める用途は、農用地とす

**第五十三条の九** 法第九十条の二第一項、第四項及び第六項の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 当該土地を農業経営の合理化のために必要な共同利用施設（通信施設、給油施設及びこれらに準ずる施設）で、農林水産大臣が定める

本邦に於ける該言（脣言）の定義とそのものを除く。他の用に供するため所有權の移轉等（法第三十六条の三第一項の所有權の移云等を「」。以下同。）を「」と場合

二　当該土地について所有権の移転等を拒むときは土地收用法（昭和二十六年法律第三百十九号）の規定に基づいて收用されることとなる場合において、所有権の移転等をしたとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、当該土地に系

三、前二項に付する地の外用途の外用途（法第九十条の二第二項の目的外用途をいう。）の態様、当該土地改良事業による当該土地の受益の態様又は当該土地の

第五十三条の十 法第九十条の二第一項の規定により國、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額面積を考慮して、当該土地につき特別徴収金を徴収しないことを相当とするものとして農林水産大臣が定める基準に該当した場合

(以下「特別徵収金徵収限度額」という。) とする。

土地改良事業は要した費用のうちその徴収は係る土地に係る部分の額は、当該費用の額に、当

2  
該土地の面積の当該国営土地改良事業に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によって当該土地が受けける利益を勘案して農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定、法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により都道府県が徴収する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定及び法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第九項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該費用の額」とあるのは、「当該負担金の額」と読み替えるものとする。

**第五十三条の十二 法第九十条の二第四項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金は、その徴収に係る土地の時価相当額（当該土地の適正な対価として農林水産大臣が近傍類地の取引價格等を考慮して相当と認める額をいう。以下この条において同じ。）が当該土地に係る取得者負担額（当該国営土地改良事業に要した費用のうち当該土地に係る部分の額として同条第五項において準用する同条第三項の規定により算定して得た額から、当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれ特別徴収金徴収限度額を合計して得た額を差し引いて得た額をいう。以下この条において同じ。）をこえる場合に限り徴収することができるものとし、その額は、当該時価相当額から当該取得者負担額を差し引いて得た額を当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれの特別徴収金徴収限度額を合計して得た額で除して得た数値が一以上であるときはそれぞれの特別徴収金の徴収限度額とし、当該数値が一未満であるときはそれぞれの特別徴収金徴収限度額に当該数値を乗じて得た額とする。**

額の同条第五項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十二第二項中「第九十条第二項、第四項、第五項」とあるのは、「第九十条第三項から第五項まで」と読み替えるものとし、法第九十条の二第六項の特別徴収金の額の同条第七項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一中「国営土地改良事業」とあるのは、「国営市町村特別申請事業」と、同条第二項中「第九十条第二項、第四項、第五項」とあるのは、「第九十条第八項」と読み替えるものとする。

**第五十三条の十四** 法第九十条の一第六項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。

**第五十三条の十五** 法第九十条の一第六項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第七項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。  
(都道府県営土地改良事業の分担金等)

**第五十四条** 法第九十条第一項に規定する分担金の額は、当該都道府県営土地改良事業に要する費用のうちから交付を受けた補助金の額(当該都道府県営土地改良事業が公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第二条第二項第三号の公害防止事業に該当する場合には、当該補助金の額に当該公害防止事業に係る同法第六条第一項の費用負担計画において定められた事業者の負担総額のうち当該都道府県営土地改良事業に係る部分の額を加えて得た額)を除いたものを超えることができない。

2 法第九十一条第三項の分担金は、同条第二項の規定により市町村が負担する負担金の支払の方法に準拠して市町村が定める支払の方法により支払わせるものとする。

3 法第九十一条第五項に規定する分担金及び同条第六項の規定により負担させる負担金については、第一項の規定を準用する。  
(都道府県営市町村特別申請事業に係る関連管理制度の要件)

**第五十四条の二** 法第九十一条第五項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。この場合において、同条中「国営市町村特別申請事業」とあるのは、「都道府県営市町村特別申請事業」とする。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）

**第五十四条の三** 法第九十一条の二第二項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第五項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

2 法第九十一条の二第四項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第五項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

3 法第九十一条の二第六項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第七項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

**第五十四条の四** 法第九十一条の二第四項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。この場合において、同条中「国営市町村特別申請事業」とあるのは、「都道府県営市町村特別申請事業」とする。

農林水産大臣及び所管大臣は、前項の規定による職権を部局の長に行わせることができる。  
（基幹的な土地改良財産）

**第五十五条の二** 法第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設は、次に掲げるものとする。

一 ダム及びため池（ダムにより流水を貯留するものに限る。）並びにこれらに附帯する施設

二 エン堤（ダムを除く。）、水路及び揚水施設  
並びにこれらに附帯する施設であつて、農林水産大臣が指定するもの

**（共有持分の対価としての交付金の額）**

**第五十五条の三** 法第九十四条の四の二第三項の規定により都道府県に交付する交付金の額は、同条第二項後段の協議により定められた共有持分の対価に、当該国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により当該都道府県に負担させた負担金の額のうち当該共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件に係る部分の当該国営土地改良事業に要した費用の額のうち当該

(土地改良財産の管理の委託の手続)

**第五十六条** 法第九十四条の六第一項の規定により、農林水産大臣が法第九十四条に規定する土地改良財産（以下「土地改良財産」という。）で法第九十四条の六第一項に規定するものの管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。）を都道府県又は法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。

一 管理を委託する土地改良財産の所在及び種類

二 移管の年月日

三 管理の方法

四 委託の条件

五 その他必要な事項

**第五十七条** 農林水産大臣は、前条の規定により定められた土地改良財産の移管の日に、その職員を管理受託者（法第九十四条の六第一項の規定により土地改良財産の管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。）と実地に立ち会わせて、その職員から当該管理受託者に当該土地改良財産を引き継がせなければならない。

2 管理受託者は、前項の規定により土地改良財産の引継を受けた時以後、当該土地改良財産の管理の責に任ずる。

（管理受託者の義務）

**第五十八条** 管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について、水害、火災、盜難、損壊その他該当土地改良財産の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに当該土地改良財産の保全のため必要な措置を講じなければならぬ。

（他目的への使用等）

**第五十九条** 管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

<p><b>第六十条</b> 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る土地改良財産が滅失し又は損傷したときは、遅滞なく、左に掲げる事項を書面で農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>(滅失等の場合の報告)</p>	<p><b>第五十九条</b> 使用又は収益による管理受託者の予定収入六、他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件</p> <p>(減失等の場合の報告)</p>
<p><b>第六十一条</b> 損害見積額及び復旧可能のものについて 一　被害の状況</p> <p>二　減失又は損傷の原因</p> <p>三　損害見積額及び復旧可能のものについて 　　1　は復旧費見込額</p> <p>五　当該土地改良財産の保全又は復旧のためと つた応急措置</p>	<p><b>第六十二条</b> 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその主たる事務所(地方公共団体にあつては、その事務所)に備えておかなければならぬ。このため応急の措置をするときは、この限りでない。</p> <p>(管理台帳)</p>
<p><b>第六十三条</b> 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその主たる事務所(地方公共団体にあつては、その事務所)に備えておかなければならぬ。</p> <p>二　所在種類</p> <p>三　構造及び規模</p> <p>四　受託の年月日</p> <p>五　その他必要な事項</p>	<p><b>第六十四条</b> 管理受託者は、受託に係る土地改良財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(管理費の負担等)</p>
<p><b>第六十五条</b> 管理受託者は、受託に係る土地改良財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。</p>	

<p><b>第六十六条</b> 農林水産大臣は、必要があると認めるとときは、その職員に、委託に係る土地改良財産の管理の状況に關し、実地につき監査を行わせなければならない。</p> <p>(実地監査)</p>	<p><b>第六十七条</b> 農林水産大臣(管理を委託した土地改良財産については、管理受託者)は、土地改良財産たる土地について、その境界を明らかにする標識を設置しなければならない。</p> <p>(土地改良財産台帳等の閲覧)</p>
<p><b>第六十八条</b> 土地改良財産に關し利害關係を有する者は、無償で、法第九十四条の八第一項に規定する土地改良財産台帳又は第六十二条第一項に規定する管理台帳の閲覧を求めることができる。</p>	<p><b>第六十九条</b> 削除 (土地配分計画)</p>
<p><b>第七十条</b> 法第九十四条の八第一項の土地配分計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一　その地区に移住してその地区内の法第九十条の八第一項に規定する埋立予定地(以下「埋立予定地」という。)につき造成される埋立地若しくは干拓地について農業を営むこととなる者又はその地区に移住しないがその地区内の埋立予定地につき造成される埋立地若しくは干拓地についてのみ農業を営むこととなる者に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口ごとの用途別の所在の場所及び予定分配面積</p>	<p><b>第七十一条</b> 農林水産大臣は、法第九十四条の八第一項による選定又は同項ただし書きの規定による認定をしようとするときは、当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>(都道府県知事が行う土地改良事業による土地改良財産の管理等)</p>
<p><b>第七十二条</b> 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。一　法第八十九条の規定によりその工事の一部を都道府県が行つた国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産(都道府県が管理受託者であるものを除く。)についての法第九十条の二から第九十四条の四まで、第九十四条の四の二第一項、第九十四条の五第一項及び第九十四条の六第一項の規定並びに第五十六条、第五十七条、第五十九条及び第六十五条から第六十七条までの規定による事務</p>	<p><b>第七十二条の三</b> 法第九十六条の四第二項において準用する法第三十六条の三第一項の規定により市町村が徴収する特別徴収金の額は、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条第一項の規定により当該市町村が行う土地改良事業に係る特別徴収金(市町村が行う土地改良事業に係る特別徴収金)に充てるためその土地につき賦課された金額その他の額を差し引いて得た額とする。</p> <p>(行政不服審査法施行令の準用)</p>

<p><b>第七十二条の四</b> 法第九十八条第三項(法第一百十条において準用する場合を含む。)の異議の申出又は法第九十八条第五項(法第一百十一条において準用する場合を含む。)の審査の申立てには、それぞれ行政不服審査法施行令中再調査の請求に関する規定又は審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p>	<p><b>第七十二条の五</b> 法第九十九条第七項(法第一百零二項(法第一百十一条において準用する場合を含む。)、第一百条の二第二項(法第一百十一条において準用する場合を含む。)及び第一百十一条において準用する場合を含む。)の異議の申出における規定による事務(同条第一項の規定による事務については、公告をする事務に限る。)前項第二号の規定により法第九十四条の八第一項から第四項まで、第六項及び第七項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務においては、(法第一百十一条において準用する場合を含む。)の場合は、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p>
<p><b>第七十三条</b> 法第一百八条第三項(法第一百十一条において準用する場合を含む。)の場合には、第四十八条の規定を準用する。</p>	

事務を都道府県知事が行う場合における前条の規定の適用については、同条中「当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聽かなければならない」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構の意見を聽かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない」とする。

(仮清算金の徴収又は支払に關する規定の準用)

四　法第九十四条の八第三項但書の農業協同組合、農事組合法人、土地改良区又は地方公共団体に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口ごとの所在の場所及び予定分配面積

四　法第九十四条の八第三項但書の農業協同組合、農事組合法人、土地改良区又は地方公共団体に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口ごとの所在の場所及び予定分配面積

四　法第九十四条の八第三項但書の農業協同組合、農事組合法人、土地改良区又は地方公共団体に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口ごとの所在の場所及び予定分配面積

(損失補償の裁決申請手続)  
第七十四条 法第二百二十二条第二項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、農林水産省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所  
二 相手方の氏名又は名称及び住所  
三 損失の事実  
四 損失の補償の見積り及びその内訳  
五 協議の経過  
(特別区等に対する規定の適用)

第七十五条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地については特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては区(総合区を含む。次項において同じ。)又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この政令」とあるのは、「この政令(第一条の三から第一条の七までを除く。)」とする。

(都道府県都市計画審議会等の意見を聴くことを要しない事項)  
第七十六条 法第二百二十五条の二ただし書の政令で定める軽微な事項は、道路その他の公共の用に供する施設の本来の機能を阻害せず、又は増進することとなることが明らかなる事項とする。(市町村以外の者で間接補助事業者たる資格を有するもの)

第七十七条 法第二百二十六条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 土地改良区  
二 土地改良区連合  
三 農業協同組合  
四 農業協同組合連合会  
五 農地中間管理機構  
六 農業委員会  
七 法第九十五条第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行ふ者  
(国の補助)

第七十八条 法第二百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。  
二の五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

一 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の額に相当する額

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の額に相当する額

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の額に相当する額

四 法第八十五条第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の額に相当する額

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の額に相当する額

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の額に相当する額

四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の額に相当する額

五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の額に相当する額

事業であつて、作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に相当する額

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

四 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

て行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

四 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

六 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業に相当する部分の五十を乗じて得た額に相当する額

る。)にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額。七 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業(農林水産大臣が定める基準に該当するもの及び次号から第十三号までに規定するものを除く。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額(当該十地改良事業を行う者が法第三十六条第九項の農林水産省令で定める者から当該土地改良事業に要する経費の一部を徴収する場合又は法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条第一項の農林水産省令で定める者から当該土地改良事業に要する経費に充てるため金銭を徴収する場合には、当該事業費の額からその徴収する金額(事業費に相当する部分に限る。)を差し引いて得た額。次号から第十三号までにおいて同じ。)に別表第四に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合(以下この号において「国との補助割合」という。)を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額。

八 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額。

八の二 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、畑作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額。

八の三 市町村が行う土地改良事業であつて、特定地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十五を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額。

の補助に要する経費から百分の五十五を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十一 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農林地一体開発整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十（同条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の五十五。以下この号において同じ。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十二 市町村又は前条第一号若しくは第三号から第七号までに掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業構造改善事業に係るもの（農林水産大臣が定めるものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十三 市町村が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項の規定により行うものに限る。）

九 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業と併せて行うもの（農林水産大臣が定める基準に該当するもの及び前号に規定するものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第五に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

八の四 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、低炭素排出土地改良施設整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国との補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国との補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額十三 市町村又は前条第一号に掲げる者が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の五第一項の規定

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
前項第一	前項第二	前項第三	前項第四
号の三 前項第二	号の四十五 百分の五十五	百分の五十 百分の五十五	別表第一
百分の五 百分の五十五	農林水産大臣が技術の内容等を勘査して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十五	百分の五十 百分の五十五	別表第六
二 百分の五 百分の五十五			

2 北海道、沖縄県、奄美群島又は離島の区域内において行う土地改良事業（次項に規定するものを除く。）についての前項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中の字句で表の第三欄に掲げるものは、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額とする。

十三 市町村又は前条第一号に掲げる者が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の五第一項の規定又は法第四十九条第一項の規定により行う除塩事業及び土地改良施設の突発事故被害の復旧に限る。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額とする。

5

4

3

前項第八百分の五十五  
号の三  
前項第八百分の五十  
号の四

百分の六十  
百分の五十  
別表第十五  
の二  
百分の五  
一

第一項第一号の二から第一号の六まで、第二号の人、第二号の十一、第六号の二、第八号、第八号の二及び第八号の四に規定する土地改良事業であつて、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興策実施地域、過疎地域、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ）、指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項に規定する指定棚田地域をいう。以下同じ。）又は急傾斜地帯（沖縄県奄美群



業事良改地土るす定規に三の号二第項一第一条八十七第		業事良改地土るす定規に四の号八第び及	
区帶斜急及地棚指域村農特地実対振半山振地豪特離群奄島沖道北 域の地傾び域田定、地山定、施策興島村、興帶、雪別、島、島、美、繩、海 三の号二第項一第一条八十七第		四の号八第び及	
十五の分百			
五十五の分百			
五十五の分百			
十の百てあ内区村市特(十の百 五)五分はつに域の町定別四五分			
十の百てあ内区村市特(十の百 四)五分はつに域の町定別三五分			
十の百てあ内区村市特(十の百 三)五分はつに域の町定別二五分			
(三)十の百はつに域の町定別へ十の百 五分、てあ内区村市特特一五分			
(二)二十の百はつに域の町定別へ十の百 五分、てあ内区村市特特一五分			
号二第五十一項第一条の賦支払元利均等年賦支払年賦支払農林水產大臣の定める	第七条 (国営土地改良事業の負担金についての支払方法等の特例) 國営土地改良事業でその施行に係る地域 内の土地における農業經營の状況からみて当該 事業に係る法第九十条の規定による負担金の全 部又は一部を元利均等年賦支払以外の年賦支 払方により支払わせることを相当と認めて農 林水產大臣が指定するものについての第五十二 条の二第一項、第五十三条第一項及び第二項並 びに第五十三条の三第一項及び第二項の規定の 適用については、当分の間、次の表の上欄に掲 げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるもの は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 元利均等年賦支払年賦支払農林水產大臣の定める	くを区帶斜急又地棚指域村農特地実対振半山振地豪(特 域)除域の地傾は域田定、地山定、施策興島村、興帶、雪別域の海 三の号二第項一第一条八十七第	十五の分百 五十五の分百 五十五の分百 十の百てあ内区村市特(十の百 五)五分はつに域の町定別四五分 十の百てあ内区村市特(十の百 四)五分はつに域の町定別三五分 十の百てあ内区村市特(十の百 三)五分はつに域の町定別二五分 十の百はつに域の町定別へ十の百 五分、てあ内区村市特特一五分 十の百はつに域の町定別へ十の百 五分、てあ内区村市特特一五分

を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

5 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

6 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

7 法附則第八項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附 則（昭和二七年七月三一日政令第三〇一号）

この政令は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日（昭和二十七年八月一日）から施行する。

附 則（昭和二九年五月二十五日政令第一一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行の際現に施行している国営土地改良事業につき、法第九十条第二項の規定により徴収する負担金の元利均等年賦支払の支払期間を起算する年を改正後の第五十三条第二項但書の規定により指定しようとするときは、都道府県知事は、その負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならぬい。

附 則（昭和二九年七月二八日政令第一六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。

附 則（昭和三一年八月二一日政令第一五号）抄

1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第百四十八号）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

附 則（昭和三一年七月一七日政令第一四号）抄

1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十二年七月十八日）から施行する。

3 この政令の施行の際現に土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行つている同項

第二号の事業（公有水面埋立法により行うものその他國の所有に属する土地について行うものに限る）で土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借用金をもつてその財源とするものにつき同法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させるもの負担金の額は、土地改良法施行令第五十二条第四項の規定にかかわらず、当該事業に要する費用（当該事業により造成される同項に規定する配分造成地の造成の事業に要する費用で農林大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。）の額を農林大臣の定めるところにより土地改良法の一部を改正する法律の規定中土地改良法第八十八条の二の改正規定の施行日の前日までに当該事業に要する費用に応ずる部分の額（以下この項において「施行日前事業費額」といふ。）とその施行の日以後に当該事業に要する費用に応ずる部分の額（以下この項において「施行日後事業費額」という。）とに区分し、施行日前事業費額についてはその額の五分の五に相当する額を、施行日後事業費額についてはその百分の二十に相当する額にその額に対応する当該事業に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額をそれぞれ算出し、これらの額を合計して得た額とする。ただし、その額を単位面積当たりに換算して得た額が、負担金額の最高額をこえる場合にあつては、その最高額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額、負担金額の最低額に達しない場合にあつては、その最低額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額とする。

二 その土地の買収前の所有者（以下「旧所有者」という。）又はその一般承継人が買受けを希望しない旨を農林水産大臣に申し出たとき。

三 農林水産大臣がその土地を売り払う旨を旧所有者又はその一般承継人に通知した場合において、その通知の日から起算して三箇月以内に旧所有者又はその一般承継人から買受けの申込みがないとき。

三 旧所有者が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十九条第一項の規定により代地の売渡しを受けているとき。  
土地改良財産の管理及び処分に関する政令（昭和二十六年政令第三百四十七号）は、廃止する。

8 この政令の施行前に土地改良財産の管理及び処分に関する政令の規定によつてした土地改良財産の管理の委託及び同令第四条第一項又は第六条の承認は、改正後の土地改良法施行令の相当規定によつてしたものとみなす。

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する  
法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から  
施行する。

附則（昭和三五年九月三〇日政令第二五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

の規定により都道府県知事に行なわせている  
立て又は干拓については、改正後の第五十一  
見三二、三三、三四、三五、三六、三七の各項の  
規則にて行なわせることとする。

の規定はかかるべらず なお 徒前の例によ

この政令の施行の際現は行なわれてゐる国営地改良事業（土地改良法第八十八条の二の規定による）の工事に係る事業費の一都につき措

（その二事に係る事業費の一部は、さうして金をもつてその財源とするものに限る。）にての改正後の第五十二条の二第三項第二号

の二第一項の規定の適用については、これら

焼定中「年六分五厘」とあるのは、「年六分」

附則（昭和三六年七月一七日政令第二  
六三号）

この政令は、公布の日から施行する。  
この政令の施行の際に土地改良法第八十七  
二第一項の規定により国が行なつて、いる同

項第二号の事業（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行なうもののその他の所）に属する土地について行なうものに限る。）で土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするもの（次項に規定する事業を除く。）につき同法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、土地改良法施行令第五十二条第四項の規定にかかわらず、当該事業に要する費用（当該事業により造成される同項に規定する配分造成地の造成の事業に要する費用で農林大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。）の額を農林大臣の定めるとところにより、昭和三十六年三月三十一日までに当該事業に要した費用に応ずる部分の額（以下「旧率事業費額」という。）とその日の翌日以後に当該事業に要する費用に応ずる部分の額（以下「新率事業費額」という。）とに区分し、旧率事業費額につきその百分の二十に相当する額を、新率事業費額につきその百分の二十五に相当する額をとり、これにそれぞれその額に対応する当該事業に係る同法第八十八条の二の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る利息の額を加え、その加えて得た額を相互に合計して得た額とする。

既公告地区事業費額を農林大臣の定めると  
ころにより基幹工事に係る費用に応ずる部分  
の額（以下「基幹事業費額」という。）と附  
帯工事に係る費用に応ずる部分の額（以下  
「附帯事業費額」という。）とに区分し、基幹  
事業費額につきイに掲げる額、附帯事業費額  
につきロに掲げる額をとり、これらの額を相  
互に合計して得た額

イ 基幹事業費額を農林大臣の定めるところにより土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第六十九号）の規定中土地改良法第八十八条の二の改正規定の施行の日（以下「一部改正法施行日」という。）の前日までに当該基幹工事に要した費用に応ずる部分の額（以下この号において

て「施行日前事業費額」という。)と一部改正法施行日以後に当該基幹工事に要する費用に応ずる部分の額(以下この号において「施行日後事業費額」という。)とに区分し、施行日前事業費額につきその百分の五に相当する額を、施行日後事業費額につきその百分の二十に相当する額にその額に對応する当該基幹工事に係る土地改良工事第

八十八条の二の規定による借入金について  
の当該基幹工事の施行期間中における利息の  
額を加えて得た額をとり、これらの額を相互に合計して得た額（その額を当該既公告  
埋立予定地の単位面積当たりに換算して得た  
額が、農林大臣の定める最高額をこえる場  
合にあつてはその最高額に当該既公告埋立

予定地の面積に相当する数を乗じて得た額、農林大臣の定める最低額に達しない場合にあつてはその最低額に当該既公告埋立予定地の面積に相当する数を乗じて得た額)  
□ 附帯事業費額の百分の五十に相当する額に、その額に対応する当該附帯工事に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借



昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間においては、前項の国営土地改良事業を要する費用に対する同項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく北海道の負担（以下「従前の例によるものとされる北海道の負担」という）。
例によるものとされる北海道の負担（以下「従前の例によるものとされる北海道の負担」という）。
例によるものとされる北海道の負担（以下「従前の例によるものとされる北海道の負担」という）。
例によるものとされる北海道の負担（以下「従前の例によるものとされる北海道の負担」という）。
例によるものとされる北海道の負担（以下「従前の例によるものとされる北海道の負担」という）。

金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合には、当該第一種工事等事業費額に係る負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第二項の規定にかかるらず、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度から起算するものとする。

イ 第一種工事（当該経過措置対象事業の工事のうちハに掲げる指定工程を含む工事をいう。）

ロ 第二種工事（当該経過措置対象事業の工事のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。）

ハ 指定工程（土地改良事業計画に定める農業用用排水施設の機能が当該農業用用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。）

附 則（昭和四七年一月一七日政令第六号）抄  
三九九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）の施行の日（昭和四十七年十一月二十一日）から施行する。

附 則（昭和四九年三月三〇日政令第八六号）抄

1 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が昭和四十八年度以前であるものの支払の方法については、なお從前の例による。

3 第一条の規定による改正後の土地改良法施行令第五十二条の二第三項第二号及び第五項、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項中「当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林大臣の定める率」とあるのは、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和三十五年政令第二百五十七号。以下「三十五年改正令」という。）の施行の際現に国が施行していった土地改良事業（土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財

源とするものに限る。以下同じ。)に係る負担金(その支払期間の始期が昭和四十八年度以前であるものを除く。)については「年六分」と三十七年政令第百十号(以下「三十七年改正令」という。)の施行の際現に国が施行していた土地改良事業(三十五年改正令の施行の際現に国が施行していたものを除く。)に係る負担金(その支払期間の始期が昭和四十八年度以前であるものを除く。)については「年六分三厘」と、昭和四十九年三月三十日において国が施行していた土地改良事業(三十七年改正令の施行の際現に国が施行していたものを除く。)に係る負担金については「年六分五厘」とする。

附 則 (昭和五〇年六月一〇日政令第一八一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月二一日政令第六〇号)

この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月一四日政令第一一二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年三月一二日政令第一六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年七月一日政令第二七号)

(施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七十八条第二項及び第三項、附則第七項から第九項まで並びに別表第一から別表第十六までの規定は、昭和五十二年度の予算に係る国の補助金が交付されたもの(以下「昭和五十二年経過措置」

過措置対象事業」という。)についての昭和五十二年度以後の予算に係る国の補助については、なお從前の例による。

3 昭和五十七年度から昭和六十年度までの間ににおいて、都道府県(沖縄県を除く。以下同じ。)又は指定都市(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)が行う昭和五十二年経過措置対象事業(土地改良法施行令の一部を改正する政令(昭和五十四年政令第二百十ニ号)附則第二項に規定する昭和五十四年経過措置対象事業を除く。以下同じ。)に要する費用に対する前項の規定により從前の例によるものとされる同項の国の補助(以下「從前の例によれるものとされる国の補助」という。)であつて、當該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国の補助の割合を超えて行われるものについては、當該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する從前の例によるものとされる国の補助ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、第一号に掲げる金額から控除した金額とする。

一 当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する從前の例によるものとされる国の補助に係る金額

二 当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国の補助の割合により算定した国の補助に係る金額

4 昭和六十年度においては、都道府県又は市町村(沖縄県の市町村を除く。)が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する從前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、當該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る從前の例によるものとされる国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の七十五	三分の二
百分の七十	百分の六十五
三分の二	百分の六十
百分の六十五	百分の六十一
百分の六十	百分の五十五
百分の五十五	百分の五十

5 附則第三項の規定は、都道府県又は指定都市が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する昭和六十年度における從前の例による

の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の五十五	百分の五十五	百分の六十五	百分の七十五
百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の七十
(二)	（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十）	百分の五十五	百分の七十五
百分の五十五	百分の五十	百分の六十五	百分の七十
百分の五十	百分の五十	百分の六十五	百分の七十五

九号)  
この政令は、公布の日から施行する。

**第一条** この政令は、  
公布の日から施行する。

（施行期日等）  
二の政令は、公布の日から施行し、政令後の

表第一の規定は昭和三四年度の二算に係る国の補助金から適用する。

ていた土地改良事業で、当該事業に要する費用につき昭和五十三年度以前の予算に係る國の補

十四年度以後の予算に係る国の補助について

において都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二

する前項の規定により従前の例によるものとさ  
ら同項の國の輔助（以下「前」の例ニニテ）

説 昭和五十四年総選挙に際しては、公的機関の選舉事務に要する費用に係る通常の国の補助の割合を超えて行われる

のとされる国の補助ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六

額から控除した金額とする。

和五十六年度の予算に係る国の補助について  
は、なお従前の例による。

五十条の三第二項、第四項又は第六項（これら  
の規定を旧令第五十条の四第二項、第五十条の  
五第二項及び第五十条の六第二項において準用  
する場合を含む。）の規定により得た同意、旧  
令第五十条の三第三項又は第六項の規定により  
経た市町村の議会の議決、旧令第五十条の三第  
四項又は第六項（これらの規定を旧令第五十条の  
四第二項、第五十条の五第二項及び第五十条  
の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に  
より行つた公告は、それぞれこの政令による改  
正後の土地改良法施行令（以下「新令」とい  
う。）第五十条の三第二項、第四項又は第六項  
の規定により得た同意、新令第五十条の三第三  
項又は第六項の規定により経た市町村の議会の議決並びに  
議決、新令第五十条の三第四項又は第六項の規  
定により経た土地改良区の総会の議決及び新令  
第五十条の三第七項の規定により行つた公告と  
みなす。

3 この政令の施行前に旧令第五十二条の二第一  
項第三号（旧令第五十二条の二第四項又は第六  
項の規定により同号の規定の例による場合を含  
む。）の規定により農林水産大臣の承認を受け  
た金額に応ずる負担金の部分についての都道府  
県の支払方法については、なお従前の例によ  
る。

4 昭和六十年度以前の年度の予算に係る国當土  
地改良事業に要する費用で昭和六十一年度以降  
の年度に繰り越されたものに係る土地改良法第  
九十条第一項の規定による負担金の部分につい  
ての都道府県の支払方法については、なお従前  
の例による。

附 則（昭和六年四月三〇日政令第一  
三七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 この政令（第一条、第十二条及び第十三条の  
規定を除く。）による改正後の政令の昭和六十  
一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例  
に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三  
年度までの各年度の予算に係る國の負担又は補  
助（昭和六十年度以前の年度の國庫債務負担行  
政

為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以前の年度に繰り越されたものについては、なお算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお前例による。

附 則 (昭和六一年八月一九日政令第二十九号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行の際現に土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行つてゐる同項第二号の事業(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により行うものその他國の所有に属する土地について行うものに限る。)については、改正後の土地改良法施行令附則第二十七項及び第二十八項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和六二年三月三一日政令第九七号)抄

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

この政令(第一条の規定を除く。)による改正後の政令の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年

度以前の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例による。

附 則 (昭和六二年八月二日政令第二二三号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月五日政令第二二五号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一月一日政令第三四四号)  
この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月一〇日政令第一〇五号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

この政令(第一条の規定を除く。)による改正後の政令の規定は、平成元年度及び平成二年度(平成元年度の特例に係るものにあっては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る國の負担(当該國の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。)、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度(平成元年度の特例に係るものにあっては、平成二年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる國の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例による。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。  
(施行期日)  
(経過措置)

附 則 (平成元年七月七日政令第二一六号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)第四十九条第一項

百分の三十	五百の三十													
百分の二十	五百の二十													
百分の四十	五百の四十													
百分の十五	五百の十五													
百分の三十	五百の三十													

よりなおその効力を有するものとされる旧令第五十二条第一項又は第二項の規定にかかる國の消費税等相当額を控除して得た額を当該事業に要する費用の額とみなして、旧令第五十二条第一項又は第二項の規定の例により算定される負担金の額

当該事業に要する費用の額から國の消費税等相当額を控除して得た額を当該事業に要する費用の額とみなして、旧令第五十二条第一項又は第二項の規定の例により算定される負担金の額

前項に規定する土地改良事業に係る次に掲げる負担金のうち國の消費税等相当額に応ずる負担金の部分の支払方法については、それぞれ、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第五十二条の二第一項若しくは第三項、第五十三条第一項又は第五十三条の四第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣が別に定める。

一 法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金  
 二 法第九十条第二項の規定により都道府県がついての第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第五十二条第一項及び旧令附則第三項の規定の平成五年度以降の年度における適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧令第五十二条第一項第一号  
 第一項第一号の三の項の下欄  
 の二  
 旧令附則第三項の表第五十二条  
 第一項第一号の四の項の下欄  
 5 第一項の規定により国が行う土地改良事業のうちその要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額(以下「國の消費税等相当額」という。)が含まれるものにつき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、第二項の規定に

4 第一項の規定により国が行う土地改良事業についての第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第五十二条第一項及び旧令附則第三項の規定の平成五年度以降の年度における適用については、次の表の上欄に掲げる

規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

百分の十一	百分の二十
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の三十
百分の四十五	百分の五十
百分の十五	百分の二十
百分の二十	百分の二十
百分の四十五	百分の三十

8 第一項の規定により國が行う土地改良事業に係る次に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの(前項に規定する国の徴収する負担金)

第一項の規定により國が行う土地改良事業に係る次に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの(前項に規定する国の徴収する負担金)

第一項の規定により國が行う土地改良事業に係る次に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの(前項に規定する国の徴収する負担金)

第一項の規定により國が行う土地改良事業のうち土地改良法施行令及び沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令(平成五年政令第三百三十八号)以下「平成五年改正令」という。)の施行の際現に國が行つてゐるもの(農業用用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内規の一部に含むものに限る)につき法第九十条第二項の規定により當該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する次の各号に

掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第五十三条第二項の規定にかかるわらじ、當該各号に定める年度から起算するものとする。

一 旧令第五十条の三第五項の特定工事(農業用用排水施設の新設又は変更に係るものに限る)が完了する以前において、イに掲げる第一種特定工事及びロに掲げる第二種特定工事のうちハに掲げる指定工事を除く工事(以下「第一種特定工事等」という。)が完了し、下「第一種特定工事等」という。が完了し、かつ、同項の特定受益地につき法第三条に規定する資格を有する者から旧令第五十二条第六項の特定事業費額に係る当該負担金(当該第一種特定工事等に係る事業の部分に要する費用の額(次条第十項第一号において「第一種特定工事等事業費額」という。)に係る負担金に限る。)を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、当該第一種特定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

イ 第一種特定工事(当該特定工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外の工事をいふ。)

ロ 第二種特定工事(当該特定工事のうちハに掲げる指定工事を含む工事をいう。)  
 ハ 指定工程(土地改良事業計画に定める農業用用排水施設の機能が当該農業用用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下同じ。)

ハ 指定工程(土地改良事業計画に定める農業用用排水施設の機能が当該農業用用排水施設の新設又は変更に係る工事による工事(以下「第一項の規定により國が行う土地改良事業のうち平成五年改正令の施行の際現に國が行つてゐるものに限る)が完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事(以下この号において「第一種工事等」という。)が完了し、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種工事等に係る事業のうち指定工程を除く工事(以下この号において「第一種工事等」という。)が完了し、当該各号に定める年度から起算するものが適當であると都道府県が認める場合

当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

イ 第一種工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

ロ 第二種工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

二 二条の二第一項、第三項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の第四項及び第二十項及び第二十二項

一 新令第五十二条第一項及び第二項、第五十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地区画整理事業(以下この条において「平成元年第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地区画整理事業」といふ。)について、な経過措置対象事業)について、な経過措置対象事業

イ 第一種特定工事(当該特定工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外の工事をいふ。)

ロ 第二種特定工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

二 二条の二第一項、第三項及び第七項、第五十五条の三第一項及び第二項並びに第五十三条の第四項及び第二十項及び第二十二項

一 新令第五十二条第一項及び第二項、第五十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地区画整理事業(以下この条において「平成元年第一項、第八十五条の二第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地区画整理事業」といふ。)について、な経過措置対象事業

イ 第一種特定工事(当該特定工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外の工事をいふ。)

ロ 第二種特定工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

二 二条の二第一項、第三項及び第七項、第五十五条の三第一項及び第二項並びに第五十三条の第四項及び第二十項及び第二十二項

一 新令第五十二条第一項及び第二項、第五十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地区画整理事業(以下この条において「平成元年第一項、第八十五条の二第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地区画整理事業」といふ。)について、な経過措置対象事業

イ 第一種特定工事(当該特定工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外の工事をいふ。)

ロ 第二種特定工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

イ 第一種工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

ロ 第二種工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

二 二条の二第一項、第三項及び第七項、第五十五条の三第一項及び第二項並びに第五十三条の第四項及び第二十項及び第二十二項

一 新令第五十二条第一項及び第二項、第五十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地区画整理事業(以下この条において「平成元年第一項、第八十五条の二第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地区画整理事業」といふ。)について、な経過措置対象事業

イ 第一種特定工事(当該特定工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外の工事をいふ。)

ロ 第二種特定工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

イ 第一種工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

ロ 第二種工事(当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

百分の十一	百分の十六
百分の二十	百分の三十一
百分の二十一	百分の三十一
百分の二十二	百分の三十一
百分の二十三	百分の三十一

百分の三十五	百分の四十
百分の四十一	百分の四十五
百分の四十二	百分の四十七
百分の四十五	百分の五十
3 平成五年度以降の年度においては、平成元年経過措置対象事業に要する費用に対する第一項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担に係る金額の算定については、当該平成元年経過措置対象事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。	百分の四十 百分の四十五 百分の四十七 百分の五十

百分の十 百分の十五	百分の十五
百分の二十 百分の二十五	百分の二十 百分の二十五
百分の二十 百分の三十	百分の二十 百分の三十
百分の二十 百分の三十	百分の二十 百分の三十
百分の三十 百分の三十	百分の三十 百分の三十
百分の四十 百分の五十	百分の四十 百分の五十
百分の四十 百分の五十	百分の四十 百分の五十
4 平成元年経過措置対象事業のうちその要する費用の額に国が消費税等相当額が含まれるものにつき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、前三項の規定にかわらず、次に掲げる額を合計して得た額とする。	百分の四十 百分の四十五
一 国の消費税等相当額	百分の四十 百分の四十五
二 当該事業に要する費用の額から国が消費税等相当額を控除して得た額を当該事業に要する	百分の四十 百分の四十五

百分の三十 百分の三十	百分の三十 百分の三十
百分の四十 百分の五十	百分の四十 百分の五十
百分の四十 百分の五十	百分の四十 百分の五十
5 平成元年経過措置対象事業に係る前条第七項に掲げる負担金のうち國の消費税等相当額に応ずる負担金の部分の支払方法については、第一項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。	百分の四十 百分の四十五 百分の四十七 百分の五十

6 平成元年経過措置対象事業に係る前条第七項に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（前項に規定する國の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）の支払方法については、第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣が別に定める。
--

7 平成元年経過措置対象事業のうち土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百三十九号）の施行の日以後に土地改良事業計画の変更が行われたもの（小規模の農業用の用水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣の指定するもの（以下「指定小規模用水工事」という。）の追加に係るものに限る。以下「特定事業」という。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合計して得た額とする。
---

8 北海道の区域内において行う特定事業についての前項第一号の規定の適用については、平成四年度までの間、同号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の五十二」とあるのは「百分の四十七」とする。
---

9 前項の規定の平成二年度から平成四年度までの各年度における適用については、同項中「百分の四十五」とあり、及び「百分の四十七」とあるのは、「百分的四十七」とする。
---

10 正令の施行の際現に国が行つてゐるもの（農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含むものに限る。以下この項において「平成五年継続中経過措置対象事業」）
---

11 次に掲げる規定は、施行日以後にその工事に着手した土地改良事業（法第一百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にその工事に着手した土地改良事業（以下「施行日前事業」という。）については、なお從前の例による。
---

12 新令附則第九項、第十六項、第二十一項及び第二十三項並びに新令別表第一、別表第五、別表第七及び別表第八
---

13 第一種認定施設工事（当該認定施設工事のうち、指定工程を含む工事をいう。）
---

14 第二種認定施設工事（当該認定施設工事のうち、指定期間を除く工事をいう。）
---

15 第一種認定施設工事（当該認定施設工事以外の工事をいう。）
---------------------------------

13 平成五年度以降の年度においては、都道府県又は市町村が行う施工日前事業に要する費用に対する第一項の規定により從前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定について、当該施工日前事業の施行に係る区域についての次の表の上欄に掲げる割合とする。	冲縄県及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）以外の区域				
		奄美群島	沖縄県		
		百分の五十五	百分の六十五	百分の六十	
		百分の五十二	百分の五十五	百分の五十五	
		百分の五十五	百分の五十二	百分の五十五	
		百分の五十一	百分の五十五	百分の六十	
		百分の五十八	百分の五十九	百分の六十一	
		百分の七十一	百分の八十一	百分の六十五	
		百分の五十九	百分の七十	百分の五十五	
		百分の六十五	百分の七十	百分の五十五	
		百分の六十二	百分の六十五	百分の五十五	
		百分の五十一	百分の五十五	百分の五十五	
		百分の五十二	百分の五十五	百分の五十五	
		奄美群島	北海道	域以外の区	
		百分の六十五	百分の七十五	百分の二	
		百分の五十五	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の一の五十五）	百分の五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	
		百分の五	百分の四十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	百分の五十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	
		百分の四	百分の四十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	百分の五十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	
		百分の三	百分の四十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	百分の五十二（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	
		百分の二	百分の四十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	百分の五十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	
		百分の一	百分の四十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	百分の五十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）	
			北海道	離島	
				百分の五	
				百分の五十五	
				百分の五十五	
				百分の五十五	

15 平成五年度以降の年度においては、旧令第七十六条各号に掲げる者が行う施工日前事業（北海道、沖縄県、奄美群島又は離島の区域以外の区域内において行うものに限る。）に要する費用に対する第十一項の規定により從前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定については、当該施工日前事業に要する費用に係る同項の規定により從前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて百分の四十とされるもののうち農業用道路の変更（舗装のみを目的とするものに限る。）に要する事業費に係るものにあつては、百分の四十五とす	離島			
		第一号	（施行期日）	附 則 （平成二年八月一日政令第二三九号）抄
		第一条	この政令は、公布の日から施行する。（経過措置）	（施行期日）
		第二条	この政令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）第五十条第二項第三号に掲げる土地改良事業及びこれと併せて行う同項第四号に掲げる土地改良事業（同項に規定する総合土地改良計画に従つて行うものに限る。）であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたものについては、この政令による改正後の土地改良法施行令（以下「新令」という。）第五十条第二項の規定にかかるわらば、土地改良法（以下「法」といふ。）第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべきことを申請することができる。	（施行期日）
		第三条	前項の規定により都道府県が行う土地改良事業については、旧令第七十八条第二項第二号の二及び旧令附則第二十一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。	（施行期日）
		第四条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第七十八条第二項第二号の二の規定の平成三年度及び平成四年度における適用については、同号中「百分の六十」とあるのは、「百分の五十二」とする。	（施行期日）
		第五条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第二項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第六条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第三項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第七条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第四項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第八条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第五項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第九条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第六項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第十条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第七項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第十一条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第八項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第十二条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第九項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第十三条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第十項の規定によりなおその効	（施行期日）
		第十四条	第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第十一項の規定によりなおその効	（施行期日）

力を有するものとされる旧令第七十八条第二項	第二号の二の規定の平成五年度以降の年度における適用については、同号中「百分の六十」とあるのは、「百分の五十」とする。
第三条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第八十五条第一項、第八十五条第二項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成（次項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業（次項第二号に掲げるものを除く。以下この条において「平成二年度前継続事業」という。）についての新令第五十二条第一項及び第二項第一号の規定の平成二年度における適用については、同条第一項第一号中「百分の四十」と、同条第二項第一号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同条第二項第一号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同条第二項第一号中「百分の四十二」とする。	二第一項の規定による土地改良事業計画の作成（次項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業（次項第二号に掲げるものを除く。以下この条において「平成二年度前継続事業」という。）についての新令第五十二条第一項及び第二項第一号の規定の平成二年度における適用については、同条第一項第一号中「百分の四十」と、同条第二項第一号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同条第二項第一号中「百分の四十二」とする。
4 平成五年度以降の年度においては、平成二年	4 平成五年度以降の年度においては、旧令第七十七条各号に掲げる者が行う施行日前事業（北海道、沖縄県、奄美群島又は離島の区域以外の区域内において行うものに限る。）に要する費用に對する第一項の規定により従前の例によるものとされる同項の國の補助の割合である百分の四十五とする。
百分の十五	百分の四
百分の二十	百分の四
百分の三十一	百分の四十五
百分の三十五	百分の四十五

百分の三十	百分の二十五	百分の二十	百分の十五
百分の二十一	百分の二十一	百分の二十一	百分の十五
百分の二十一	百分の二十一	百分の二十一	百分の十五
百分の二十一	百分の二十一	百分の二十一	百分の十五
百分の二十一	百分の二十一	百分の二十一	百分の十五

百分の二十五	百分の四十五	百分の二十	百分の十五
百分の五十五	百分の五十五	百分的六十五	百分的六十五
百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五
百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五
百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五

百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五
百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五
百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五
百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五
百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五	百分的五十五

うものに要する費用に對する第一項の規定により従前の例によるものとされる同項の國の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の國の補助の割合であります。百分の四十五とされるものは、百分の五とします。

附 則（平成三年三月三〇日政令第九七号）抄  
1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。  
2 この政令（第一条の規定を除く。）による改正後の政令の規定は、平成三年度及び平成四年度（平成三年度の特例に係るものにあっては、平成三年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る國の負担（当該國の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。）平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度（平成三年度の特例に係るものにあっては、平成四年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る國の負担（当該國の負担又は補助を除く。）又は補助（平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成六年度（平成三年度の特例に係るものにあっては、平成五年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越さるべきものとされる國の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例によることとする。

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 この政令による改正後の附則第六項の規定は、この政令の施行の日以後に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請、同法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成又は同法第八十八条第一項の規定による応急工事計画の作成（以下この項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業について適用し、この政令の施行の日前に申請等が行われた国営土地改

良事業（次項において「施行日前事業」とい  
う。）については、なお従前の例による。

平成五年度以降の年度においては、施行日前

百分の十五	百分の十五
百分の二十	百分の二十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の十五）
百分の三十	百分の十五
百分の四十五	百分の二十五
百分の五十	百分の十五

る。 それぞれ同表の下欄に掲げる割合とす  
る補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるも  
のは、

る。

百分の八十五	百分の七十	百分の六十五
三分の二	三分の一	三分の二
百分の五十五	百分の五十	百分の五十五

この政令（第一条の規定を除く。）による改正後の政令の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(施行期日) 附則三八号 (平成五年一〇月二〇日政令第三抄)

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この政令の施行の際現に行われている国  
曾ニ他文書事業ニつゞ、土地文書云々以テ

當土地改良事業に付託  
〔去〕六〇。第九十一条第一項の規定による都  
土地改良法（以下

〔注〕といふこと第十九条第一項の規定により都道府県ご負担させらる平成四年度までの各年度の

負担金の額の算定については、なお従前の例に

よる。

乙 この政令による改正後の土地改良法施行令

(以下「新令」という。) 第五十二条の二第七

項、第五十三条第一項及び第五十三条の三第二

項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行

田」という。以後に法第八十五条第一項、第

ハ十五條の二第一項若しくは第八十五條の三第一項若くは第六項の規定による申請又は法第

一項若しくは第六項の規定による申請又は法第  
八十七条の二第一項の規定による土地改良事業

月一七条の二第一項の規定による二埠改且事業  
計画の作成（以下この項及び次項において「申

請等一といふ。)が行われた国営土地改良事業

について適用し、施行日前に申請等が行われた

國營土地改良事業については、なお從前の例に  
よる。

施行日前に申請等が行われた國營土地改良事  
業のうち農業用用排水施設の新設若しくは変更  
を内容とし、又は内容の一部に含むもの（以下  
この条において「経過措置対象事業」という。）  
につき法第九十条第一項の規定により都道府県  
に負担させる負担金のうち次の各号に掲げる部  
分の負担金についての支払期間の始期は、前項  
の規定にかかわらず、当該各号に定める年度と  
する。

一 農林水産大臣が、この政令による改正前の  
土地改良法施行令（以下「旧令」という。）  
第五十条の三第五項の特定工事（農業用用排  
水施設の新設又は変更に係るものに限る。以  
下この条において「経過措置対象特定工事」  
といふ。）の完了する以前において、イに掲  
げる第一種特定工事及びロに掲げる第二種特  
定工事のうちハに掲げる指定工程を除く工事  
(以下「この条において「第一種特定工事等」  
といふ。)が完了し、かつ、当該都道府県か  
ら当該負担金のうち旧令第五十二条第五項の  
特定事業費額（以下この条において単に「特  
定事業費額」という。）に係る部分の額（当  
該第一種特定工事等に係る事業の部分に要す  
る費用の額（以下この条において「第一種特  
定工事等事業費額」という。）に係る部分の  
額に限る。）を負担させることが適当である  
と認める場合、当該第一種特定工事等が完了  
した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣  
が当該都道府県の同意を得て指定する年度  
イ 第一種特定工事（当該経過措置対象特定  
工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外  
の工事をいう。）

ロ 第二種特定工事（当該経過措置対象特定  
工事のうち、ハに掲げる指定工程を含む工  
事をいう。）

ハ 指定工程（土地改良事業計画に定める農  
業用用排水施設の機能が当該農業用用排水  
施設の新設又は変更に係る工事による地盤  
又は地下水位の状況の変化に起因して低下  
することを防止するため必要なものとして  
農林水産大臣が指定する工程をいう。以下  
この項において同じ。）

一 農林水産大臣が、旧令第五十二条の二第七  
項第三号の指定工事（農業用用排水施設の新  
設又は変更に係るものに限る。以下この条に

おいて「経過措置対象指定工事」という。(第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程を除く工事(以下この条において「第一種指定工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち同号の指定事業費額(以下この条において単に「指定事業費額」という。)に係る部分の額(当該第一種指定工事等に係る事業の部分に要する費用の額(以下この条において「第一種指定工事等事業費額」という。)に係る部分の額に限る。)を負担させることが適當であると認める場合)当該第一種指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度

イ 第一種指定工事(当該経過措置対象指定工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)の工事をいう。)

ロ 第一種指定工事(当該経過措置対象指定工事のうち、指定工程を除く工事(以下この条において「第一種工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額(以下この条において「第一種工事等事業費額」という。)に係る部分の額を負担させことが適當であると認める場合)当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度

イ 第一種工事(当該経過措置対象事業の工事(旧令第五十条の三第五項の特定工事又は旧令第五十二条の二第七項第三号の指定工事を除く。ロにおいて同じ。)のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。)

ロ 第一種工事(当該経過措置対象事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)経過措置対象事業につき法第九十条第二項の規定により当該経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する次の各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第4





**第三条** 施行日前に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が旧令第五十条第三項に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うべき土地改良事業として申請が行われた土地改良事業であつて、その施行に係る区域内におけるこの政令による改正後の附則第三項に規定する農林水産省令で定める農業生産法人となることが確実であると見込まれるもの又は農業生産法人に対する農用地の利用の集積に寄与することが明

により都道府県が旧令第五十条第三項に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画に従て行うべき土地改良事業として申請が行われた土地改良事業（特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯（沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。）の区域内において行うものであつて、農林水産大臣が当該土地改良事業の工事に係る技術の内容等を勘査して定める基準に該当するものに限る。）についての土地改

**第二条** 第一条の規定による改正後の土地改良法施行令第五十二条第一項第二号の二及び第四項並びに第七十八条の規定、第二条の規定による改正後の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第二条第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の森林法施行令第六条の規定は、平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担を含む都道府県の負担を含む。以下同じ。）又は補助（平成二十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国庫の補助を除く。）について適用し、平成二十二年

**第一条** この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

**附 則** **（平成二四年四月六日政令第一二八号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。  
**第二条** この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）附則第二項第一号に規定する土地改良事業については、旧令附則第九項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

施行日前にその工事に着手した旧令附則第三項に規定する土地改良事業については、旧令附則第十項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

つてその財源とする同法により國が行う土地改良事業については、この政令による改正前の土地改良法施行令（次条において「旧令」という。）第五十条の三、第五十二条から第五十三条の三まで及び第五十三条の六並びに附則第十一項から第二十項までの規定は、なおその効力がある。この場合においては、この政令による改正後の第五十二条から第五十三条の三まで及び第五十三条の六並びに附則第十七項及び第十八項の規定は適用しない。

(施行期日) **二八五号** 拝  
**第一条** この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。  
**附 則** (平成二年四月一日政令第九八号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
**第二条** 第一条の規定による改正後の土地改良法施行令第五十二条第一項第二号の二及び第四項

る申請が行われたこの政令による改正前の附則第七項に規定する土地改良事業については、な  
お従前の例による。

附 則（平成二十三年七月二九日政令第二  
三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正す  
る法律の施行の日（平成二十三年八月一日）か  
ら施行する。

附 則（平成二十三年一月二十四日政令第  
三四八号）抄

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成一九年三月三一日政令第一四五号)  
**抄**  
**(施行期日)**

**第一条** この政令は、平成二十年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**

**第二条** 特別会計に関する法律附則第二百六十六條の規定による改正前の土地改良法第八十八条の二及び特別会計に関する法律附則第三百八十八条の規定によりなおその効力を有することとされる土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をも

なお従前の例による。

**第三条** この政令による改正後の土地改良法施行令別表第一、別表第六、別表第八、別表第十五及び別表第十六の規定は、平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、平成二十一年度の歳出予算に係る国の補助で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（施行期日）  
二号　則　抄　（平成二十三年三月三一日政令第七  
第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から  
施行する。  
（経過措置）

**(施行期日)**  
**第一条** この政令は、土地改良法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十二号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。  
**附 則** **(平成一四年二月八日政令第二七号)**抄  
**(施行期日)**  
**第一条** この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則** **(平成一四年四月一日政令第一四〇号)**  
この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則** **(平成一五年九月一五日政令第四二九号)**

らかなものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものについては、都道府県は、同項に規定する農業生産法人育成土地改良整備計画を定め、当該農業生産法人育成土地改良整備計画に従つて行うことができる。この場合において、当該土地改良事業であつて、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地帯、特定農山村地域又は急傾斜地帯（沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。）の区域内において行うものについての土地改良法施行令第七十八条第一項の規定の適用については、同項第二号の二中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十五」とする。

良法施行令第七十八条第一項第二号の二の規定の適用については、同号中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十五」とする。

附 則 (平成二年三月三日政令第八三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令附則第十二項の規定は、この政令の施行の日以後に土地改良法第八十五条第一項又は第八十一条の二第一項の規定による申請が行われた土

2 第三条 本年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度に支出すべきものとされた国への補助及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国への負担又は補助で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例によることとする。

この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定による申請が行われた第一条の規定による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）附則第八項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項の規定による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）附則第八項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

	(経過措置)
<b>第二条</b>	この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条第三項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の附則第十項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。
<b>附 則</b>	(平成二十五年五月一六日政令第一五二号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、公布の日から施行する。(経過措置)
<b>第二条</b>	行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前に

	(施行期日)
<b>第一条</b>	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第五十一条の二の改正規定は、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二六年二月二六日政令第四六号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、法の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二六年三月二八日政令第九五号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二六年三月三一日政令第一五三号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二七年四月一〇日政令第二〇六号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二七年一月二六日政令第三〇九二号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。(経過措置)
<b>附 則</b>	(平成二九年五月一九日政令第一四六号) 抄
(施行期日)	

	(施行期日)
<b>第一条</b>	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二九年九月一五日政令第二七号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十五日)から施行する。この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成三〇年三月三〇日政令第一〇二号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成三〇年一〇月一七日政令第二九四号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する新土地改良法施行令第七十二条の規定により同条の都道府県機構が述べた意見とみなす。
<b>附 則</b>	(平成二八年三月三一日政令第一六九号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二九年三月三一日政令第八九号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、平成二十七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。
<b>附 則</b>	(平成二九年三月三一日政令第八九号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二九年三月三一日政令第八九二号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成二九年五月一九日政令第一四六号) 抄
(施行期日)	

	(施行期日)
<b>第一条</b>	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成三一年三月二九日政令第一一〇号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和元年十一月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
<b>附 則</b>	(平成三一年三月三〇日政令第一二号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、令和二年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	(令和二年三月三〇日政令第九〇号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、令和二年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	(令和三年三月三一日政令第一三七号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、令和三年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	(令和三年三月三一日政令第一三七号) 抄
(施行期日)	
<b>第一条</b>	この政令は、令和三年四月一日から施行する。
<b>第六条</b>	特定市町村の区域(法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定期町村の区域とみなされる区域を含む。)附則第九条第一項において同じ。)内において

この政令の施行の際現に施行されている土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき令和二年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての令和三年度から令和八年までの各年度（特別特定市町村の区域（法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項及び附則第十一条において同じ。）内にあつては、令和三年度から令和九年度までの各年度。次項及び附則第九条において同じ。）の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

前条の規定による改正後の土地改良法施行令（特別特定市町村の区域内にあつては、令和十一年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国）の補助、令和三年度から令和八年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度（特別特定市町村の区域内にあつては、令和十一年度以下この項及び附則第九条第二項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助で令和九年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

### 附 則（令和四年三月三一日政令第一六号）抄

（施行期日）抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定による申請が行われた第一条の規定による改正前の土地改良法施行令附則第二条第二項又は第三条第二項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

### 附 則（令和四年一一月二八日政令第三七五号）抄

（施行期日）抄

この政令は、農業經營基盤強化促進法等一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

### 附 則（令和五年三月三〇日政令第一〇五号）抄

（施行期日）抄

別表第一（第七十八条第一項第一号関係）	
事業費の区分	割合
二（一）第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（二）第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（三）第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（四）第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（五）第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（六）第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（七）第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（八）第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（九）第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（十）第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（十一）第五十条第一項第七号の二に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五
二（十二）第五十条第一項第七号の四に掲げる事業に要する事業費	百分の五十五

他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該するものに要する事業費
（八）第五十条第一項第七号の四に掲げる事業のうち地下水の採取による地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるものであつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該するものに要する事業費
（九）第五十条第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費
（十）第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費
（十一）第五十条第一項第四号の二に掲げる事業のうち農用地の造成に要する事業費

変更に要する事業費（一の項の（四）に掲げるものを除く。）
（十一）第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費
（十二）第五十条第一項第四号の二に掲げる事業のうち農用地の造成に要する事業費（一の項の（五）に掲げる事業のうち農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（一の項の（五）に掲げるものを除く。）
（十三）第五十条第一項第五号の二に掲げる事業に要する事業費
（十四）第五十条第一項第四号の四に掲げる事業に要する事業費
（十五）第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費
（十六）第五十条第一項第五号の二に掲げる事業に要する事業費
（十七）第五十条第一項第五号の二に掲げる事業に要する事業費
（十八）第五十条第一項第五号の二に掲げる事業に要する事業費
（十九）第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費
（二十）第五十条第一項第七号の二に掲げる事業に要する事業費
（二十一）第五十条第一項第七号の四に掲げる事業に要する事業費
（二十二）第五十条第一項第七号の四に掲げる事業に要する事業費（一の項の（八）に掲げるものを除く。）

(二十一) 第五十条第一項第七号の五に掲げる事業に要する事業費	三
(二十二) 第五十条第一項第七号の九に掲げる事業に要する事業費	四
(二十三) 第五十条第一項第十一号に掲げる事業に要する事業費	五
(二十四) 第五十条第一項第十号に掲げる事業に要する事業費	六
(二十五) 第五十条第一項第十二号に掲げる事業に要する事業費	七
(二十六) 第五十条第一項第十二号に掲げる事業に要する事業費	八
三(一) 第五十条第一項第一号又は第二百三号の三に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る施設の規模を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	九
(二) 第五十条第一項第一号の四に掲げる事業に要する事業費	十
(三) 第五十条第一項第二号の二に掲げる事業に要する事業費	十一
(四) 第五十条第一項第四号の三に掲げる事業であつて、法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業によって生じた土地について行うものに要する事業費	十二
(五) 第五十条第一項第四号の二に掲げる事業(区画整理に限る。)に要する事業費	十三
(六) 第五十条第一項第七号の三に掲げる事業又は同項第七号の二若しくは第五号の三に掲げる事業	十四
(七) 第五十条第一項第七号の六に掲げる事業に要する事業費	十五
四(一) 第五十条第一項第四号の二に掲げる事業(区画整理に限る。)に要する事業費	十六
(二) 第五十条第一項第七号の三に掲げる事業(農業用道路の新設又は変更に限る。)に要する事業費	十七
(三) 第五十条第一項第七号の六に掲げる事業に要する事業費	十八
五(一) 第五十条第一項第四号の二に掲げる事業(区画整理に限る。)に要する事業費	十九
(二) 第五十条第一項第七号の三に掲げる事業に要する事業費	二十
(三) 第五十条第一項第七号の六に掲げる事業に要する事業費	二十一
六(一) 第五十条第一項第一号に掲げる事業に要する事業費	二十二
(二) 第五十条第一項第二号の二又は第二号に掲げる事業に要する事業費	二十三
(三) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	二十四
(四) 第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	二十五
(五) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費	二十六
(六) 第五十条第一項第六号に掲げる事業に要する事業費	二十七
(七) 第五十条第一項第七号に掲げる事業に要する事業費	二十八
七(一) 第五十条第一項第一号に掲げる事業に要する事業費	二十九
(二) 第五十条第一項第二号の二又は第二号に掲げる事業に要する事業費	三十
(三) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	三十一
(四) 第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	三十二
(五) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費	三十三
(六) 第五十条第一項第六号に掲げる事業に要する事業費	三十四
(七) 第五十条第一項第七号に掲げる事業に要する事業費	三十五
八(一) 第五十条第一項第一号に掲げる事業に要する事業費	三十六
(二) 第五十条第一項第二号の二又は第二号に掲げる事業に要する事業費	三十七
(三) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	三十八
(四) 第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	三十九
(五) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費	四十
(六) 第五十条第一項第六号に掲げる事業に要する事業費	四十一
(七) 第五十条第一項第七号に掲げる事業に要する事業費	四十二

五(一) 第五十条第一項第一号に掲げる事業に要する事業費	三分の二
五(二) 第五十条第一項第二号の二又は第二号に掲げる事業に要する事業費	四十五
五(三) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	四十五
五(四) 第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	四十五
五(五) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費	四十五
五(六) 第五十条第一項第六号に掲げる事業に要する事業費	四十五
五(七) 第五十条第一項第七号に掲げる事業に要する事業費	四十五
六(一) 第五十条第一項第一号に掲げる事業に要する事業費	一三分の二
六(二) 第五十条第一項第二号の二又は第二号に掲げる事業に要する事業費	一三分の二
六(三) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	一三分の二
六(四) 第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	一三分の二
六(五) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費	一三分の二
六(六) 第五十条第一項第六号に掲げる事業に要する事業費	一三分の二
六(七) 第五十条第一項第七号に掲げる事業に要する事業費	一三分の二

七(一) 第五十条第一項第一号に掲げる事業に要する事業費	三十分の三
七(二) 第五十条第一項第二号の二又は第二号に掲げる事業に要する事業費	三十分の三
七(三) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	三十分の三
七(四) 第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	三十分の三
七(五) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費	三十分の三
七(六) 第五十条第一項第六号に掲げる事業に要する事業費	三十分の三
七(七) 第五十条第一項第七号に掲げる事業に要する事業費	三十分の三

八(一) 第五十条第一項第一号に掲げる事業に要する事業費	四十五
八(二) 第五十条第一項第二号の二又は第二号に掲げる事業に要する事業費	四十五
八(三) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	四十五
八(四) 第五十条第一項第四号に掲げる事業に要する事業費	四十五
八(五) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費	四十五
八(六) 第五十条第一項第六号に掲げる事業に要する事業費	四十五
八(七) 第五十条第一項第七号に掲げる事業に要する事業費	四十五

(二) 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費 (二) の項に掲げるもの を除く。)	事業費の区分
一 公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更五十五箇条等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	

二 公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更五十五箇条等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	事業費の区分
（一） 農業用排水施設、農業用道路五百五十五箇条等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	

（二） 農業用排水施設、農業用道路五百五十五箇条等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	四
シラスで覆われている地域において行う農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (二) の項の (四) 及び五の項の (四) に掲げるものを除く。)	

（三） 農業用排水施設、農業用道路五百五十五箇条等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	五
（一） 農業用排水施設、農業用道路五百五十五箇条等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	

（二） 農業用排水施設、農業用道路五百五十五箇条等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	六
（一） 農業用排水施設、農業用道路五百五十五箇条等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	

（三） 農業用道路の新設若しくは変更による地盤において行う農用地の当該土壤の層の排除に要する事業費	七
（一） 農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費	

事業費の区分		割合 百分比	補助	（一） 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が農業用道路の幅員、当該事業の施行に係る地域において果たすその機能等を勘査して定める基準に該当するものに要する事業費
説	別表第六（第七十八条第二項の表北海道の項）			
（二） 第五十条第一項第二号に掲げる事業である事業であつて、農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）に要する事業費	百 分比 十五	百 分比 十五	百 分比 十五	（二） 第五十条第一項第二号に掲げる事業であつて、農林水産大臣が農業用道路の幅員、当該事業の施行に係る地域において果たすその機能等を勘査して定める基準に該当するものに要する事業費
（三） 第五十条第一項第二号に掲げる事業であつて、農業振興地域広域整備計画に定められたもののうち農林水産大臣が当該事業の施行に係る地域の気象条件及び当該事業に係る農業用道路の延長、幅員等を勘査して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（二）に掲げるものを除く。）	百 分比 十五	百 分比 十五	百 分比 十五	（四） 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費（この項の（二）及び（三）並びに三の項の（六）に掲げるものを除く。）
（五） 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費（二の項の（一）に掲げるものを除く。）	百 分比 十五	百 分比 十五	百 分比 十五	（五） 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費（二の項の（一）に掲げるものを除く。）
（六） 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費	百 分比 十五	百 分比 十五	百 分比 十五	（六） 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費

別表第六（第七十八条第二項の表北海道の項関係）

限る。)に要する事業費(一の項の二に掲げる事業に要する事業費(二)及び(三)に掲げるものを除く。)

(七) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費

(八) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費

(九) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(一の項の(七)に掲げるものを除く。)

(十) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費

(十一) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業に要する事業費

(十二) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費

(十三) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、田以外の農用地を受益地とするものに要する事業費

(十四) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費(この項の(十三)に掲げるものを除く。)

(十五) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費(この項の(十三)及び(十四)に掲げるものを除く。)

(十六) 第五十条第一項第五号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積及び地目を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費

(十七) 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費

(十八) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業に要する事業費(一の項の(八)に掲げるものを除く。)

七 第五十五条第一項第一号に掲げる事業 のうち農業用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然	四 （十九）第五十条第一項第七号の四に掲げる事業に要する事業費 （二十）第五十条第一項第七号の五に掲げる事業に要する事業費 （二十一）第五十条第一項第七号の六に掲げる事業に要する事業費（四の項の（三）に掲げるものを除く。） （二十二）第五十条第一項第八号に掲げる事業に要する事業費 （二十三）第五十条第一項第九号に掲げる事業に要する事業費 （二十四）第五十条第一項第十二号に掲げる事業に要する事業費	四 （一）第五十条第一項第一号の四に掲げる事業のうち農業用道路の変更 （舗装のみを目的とするものに限る。）に要する事業費 （二）第五十条第一項第五号の二若しくは第五号の三に掲げる事業又は同項第七号の三に掲げる事業（区画整理に限る。）に要する事業費（三の項の（十三）から（十六）まで及び五の項に掲げるものを除く。） （三）第五十条第一項第七号の六に掲げる事業のうち農業用道路の変更（舗装のみを目的とするものに限る。）に要する事業費	四 第五十条第一項第五号の三に掲げる事業のうち農業用道路の変更（舗装のみを目的とするものに限る。）に要する事業費 第五十五条第一項第五号の三に掲げる事業に要する事業費	百分の四十五
六 第五十五条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。七の項において同じ。）であるものに要する事業費	五 第五十五条第一項第五号の三に掲げる事業に要する事業費 第六十五条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費	三分の一 百分の四十四	三分の一 百分の四十分	百分の四十五
七 第五十五条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然	百 分 の 三 十			



八 農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社會的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	八 百分の三十分の三十一
（七）農業用用排水施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	（七）農業用用排水施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費

別表第八（第七十八条第二項の表沖縄県の項目関係）

事業費の区分	割合	補助の割合
一 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費	八十五分の八十五	八十五分の八十五
二（一）第五十条第一項第一号又は第二百号の三に掲げる事業に要する事業費	八十	八十
二（二）第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費	八十	八十
（三）第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費	八十	八十
（四）第五十条第一項第二号の二に掲げる事業に要する事業費	八十	八十
（五）第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費	八十	八十
（六）第五十条第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費	八十	八十
（七）第五十条第一項第四号の二に掲げる事業に要する事業費	八十	八十
（八）第五十条第一項第四号の三に掲げる事業に要する事業費	八十	八十
（九）第五十条第一項第七号の人による事業に要する事業費	七十五	七十五
（二）第五十条第一項第四号の二に掲げる事業に要する事業費	七十五	七十五
（二）第五十条第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費	七十五	七十五

五 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	三分の三分の三
六 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社會的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	三分の三分の三
七 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社會的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	三分の三分の三
八 第五十条第一項第二号の二に掲げる事業に要する事業費	三十
九 第五十条第一項第二号の二に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の改良又は保全のため必要なものに要する事業費（八の項に掲げるものを除く。）	七十五

別表第九（第七十八条第二項の表沖縄県の項目関係）

事業費の区分	割合	補助の割合
一 千拓（農林水産大臣が当該千拓により造成されるべき千拓地の地積等を勘案しての一千拓に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	八百	八百
二 千拓（農林水産大臣が当該千拓により造成されるべき千拓地の地積等を勘案しての一千拓に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	八百	八百
（二）老朽用排水施設等整備事業に要する事業費（この項の（八）に掲げるものを除く。）	七	七
（三）池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費（この項の（四）に掲げるものを除く。）	十五	十五
（四）土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（この項の（五）に掲げるものを除く。）	八十	八十
（五）農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（この項の（六）に掲げるものを除く。）	九十	九十
（六）耕作に特に障害となるさんごの排除に要する事業費	八十	八十
（七）農業用用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行ふことによりこれらのかつ、その事業によりその施行に	八十	八十

別表第十（第七十八条第二項の表沖縄県の項目関係）

事業費の区分	割合	補助の割合
一 除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）	八十	八十
二 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	九十	九十
三 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	五十	五十

五 農業用用排水施設の管理であつて、農 林水産大臣が受益地の自然的社會的 条件及び當該施設の機能、規模等 を勘案して定める基準に該当する基 幹的な農業用用排水施設に係るものに 要する事業費 （四）第五十条第一項第三号の三に 掲げる事業であるものに要する 費用の額が農林水産大臣が定める 以上の額であるものに要する事 業費	三十 百分 の	四 農業用用排水施設の管理（法第九 四条第六第一項の規定により農林 水産大臣の委託を受け市町村が行うものに 要する事業費）	一 農業用用排水施設、農業用道路その他農 用地の保全又は利用上必要な施設の新設 廃止又は変更、区画整理、農用地の造成 その他の農用地の改良又は保全のため必 要な事業（市町村が行うものに限る。）に 要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	三 農業用用排水施設、農業用道路その他農 用地の保全又は利用上必要な施設の新設、 廃止又は変更、区画整理、農用地の造成十 三分 の七
---	---------------	---	---	---

別表第十一（第七十八条第二項の表沖縄県の項関係）

事業費の区分	一 農業用用排水施設、農業用道路その他農 用地の保全又は利用上必要な施設の新設 廃止又は変更、区画整理、農用地の造成 その他の農用地の改良又は保全のため必 要な事業であつて、その計画が農村基盤整 備計画に即しているものに要する事業費	二 農業用用排水施設、農業用道路その他農 用地の保全又は利用上必要な施設の新設、 廃止又は変更、区画整理、農用地の造成十 三分 の七	三 農業用用排水施設、農業用道路その他農 用地の保全又は利用上必要な施設の新設、 廃止又は変更、区画整理、農用地の造成十 三分 の七	（五）第五十条第一項第七号の七に 掲げる事業に要する事業費
（二）区画整理（法第七条第四項に規 定する土地改良事業に該当するものに 限る）であつて、法第八条第五項第三 号に掲げる場合に該当し、かつ、引き 続き農用地として利用されるべき土地 の効率的な利用を確保する見地から農 林水産大臣が定める基準に該当するも のに要する事業費	（二）区画整理（法第七条第四項に規 定する土地改良事業に該当するものに 限る）であつて、法第八条第五項第三 号に掲げる場合に該当し、かつ、引き 続き農用地として利用されるべき土地 の効率的な利用を確保する見地から農 林水産大臣が定める基準に該当するも のに要する事業費	（二）区画整理（法第七条第四項に規 定する土地改良事業に該当するものに 限る）であつて、法第八条第五項第三 号に掲げる場合に該当し、かつ、引き 続き農用地として利用されるべき土地 の効率的な利用を確保する見地から農 林水産大臣が定める基準に該当するも のに要する事業費	（二）区画整理（法第七条第四項に規 定する土地改良事業に該当するものに 限る）であつて、法第八条第五項第三 号に掲げる場合に該当し、かつ、引き 続き農用地として利用されるべき土地 の効率的な利用を確保する見地から農 林水産大臣が定める基準に該当するも のに要する事業費	（二）区画整理（法第七条第四項に規 定する土地改良事業に該当するものに 限る）であつて、法第八条第五項第三 号に掲げる場合に該当し、かつ、引き 続き農用地として利用されるべき土地 の効率的な利用を確保する見地から農 林水産大臣が定める基準に該当するも のに要する事業費
（三）特定地域基盤整備事業に要する 事業費	（三）特定地域基盤整備事業に要する 事業費	（三）特定地域基盤整備事業に要する 事業費	（三）特定地域基盤整備事業に要する 事業費	（三）特定地域基盤整備事業に要する 事業費
百分 の	百分 の	百分 の	百分 の	百分 の

別表第十二（第七十八条第二項の表奄美群島の項関係）

事業費の区分	一 農業用用排水施設、農業用道路その他農 用地の保全又は利用上必要な施設の新設、 廃止又は変更、区画整理、農用地の造成十 三分 の七	二 農業用用排水施設、農業用道路その他農 用地の保全又は利用上必要な施設の新設、 廃止又は変更、区画整理、農用地の造成十 三分 の七	三 農業用用排水施設、農業用道路その他農 用地の保全又は利用上必要な施設の新設、 廃止又は変更、区画整理、農用地の造成十 三分 の七	（五）第五十条第一項第七号の七に 掲げる事業に要する事業費
（一）第五十条第一項第一号に掲げる事 業に要する事業費	（一）第五十条第一項第一号に掲げる事 業に要する事業費	（一）第五十条第一項第一号に掲げる事 業に要する事業費	（一）第五十条第一項第一号に掲げる事 業に要する事業費	（一）第五十条第一項第一号に掲げる事 業に要する事業費
百分 の	百分 の	百分 の	百分 の	百分 の

九 第五十条第一項第二号の二又は第二  
号の四に掲げる事業の工事のうち地  
目変換の事業に附帯して施行するこ  
とを相当とする土地の区画形質の変  
更に係るものその他の農用地の改良又  
は保全のため必要なものに要する事  
業費（九の項に掲げるものを除く。）

事業費の区分	一 農業用用排水施設で老朽化したため又は 周辺地域の自然的社會的条件の変化等に 起因して脆弱化したため決壊その他の事 故による災害を生ずるおそれがあるもの の変更であつて、農林水産大臣が受益 の地積等を勘案して定める基準に該当す るものに要する事業費	二 農業用用排水施設の管理（法第九 四条第六第一項の規定により農林 水産大臣の委託を受けて行うも のに限る。）であつて、農林水産大 臣が受益地の自然的社會的条件及び 当該施設の機能、規模等を勘案して 定める基準に該当するものに要する事 業費	三 農業用用排水施設の管理（法第九 四条第六第一項の規定により農林 水産大臣の委託を受けて行うも のに限る。）であつて、農林水産大 臣が受益地の自然的社會的条件及び 当該施設の機能、規模等を勘案して 定める基準に該当するものに要する事 業費	（五）第五十条第一項第二号の二又は第二 号の四に掲げる事業の工事のうち地 目変換の事業に附帯して施行するこ とを相当とする土地の区画形質の変 更に係るものその他の農用地の改良又 は保全のため必要なものに要する事 業費（九の項に掲げるものを除く。）
百分 の	百分 の	百分 の	百分 の	百分 の
百分 の	百分 の	百分 の	百分 の	百分 の

別表第十一の三（第七十八条第二項の表奄美群島の項関係）

事業費の区分		一除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）		二土地改良施設の突發事故被害の復旧に要する事業費		三除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	
事業費の区分	関係	割合	補助の割合	割合	補助の割合	割合	補助の割合
事業費の区分	別表第十三（第七十八条第二項の表奄美群島の項						
一農業用道路の新設又は変更であつて、百分の農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果た（第七条）その機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費	二（一）老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	二（二）池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	二（三）土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、これらに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上のものに要する事業費	七十 百分の 九十）	五十 百分の 五十）	三十 百分の 三十）	九 百分の 九）

別表第十三（第七十八条第二項の表奄美群島の項目）

(四) 特定地域基盤整備事業に要する事業費	(二) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費 (二) の項の(二)に掲げるもののを除く。)	(三)(一) 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費 (二) の項の(一)に掲げる二分のものを除く。)
	(三) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (二) の項の(二)に掲げるものを除く。)	(二) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (二) の項の(二)に掲げるものを除く。)
	(四) 農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (二) の項の(三)及び三の項の(三)に掲げるものを除く。)	(二) 農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (二) の項の(三)及び三の項の(三)に掲げるものを除く。)
	(五) 農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費 (二) の項の(三)及び三の項の(三)に掲げるものを除く。)	(二) 農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費 (二) の項の(三)及び三の項の(三)に掲げるものを除く。)
六 農業用排水施設の管理 (法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。七の項において同じ。) であつ	農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費 (一) の項から四の項までに掲げるものを除く。)	農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費 (一) の項から四の項までに掲げるものを除く。)

事業費の区分	補助の割合
一 農業用排水施設、農業用道路	百分の五十五
その他農用地の保全又は利用上(第七十七条各款)	
必要な施設の新設、廃止又は変号に掲げる者	

別表第十四（第七十八条第二項の表奄美群島の項目関係）	事業費の区分	補助の割合
	一 農業用用排水施設、農業用道路 その他農用地の保全又は利用上	百分の五十五 (第七十七条各項に掲げる者 が行うものに あつては、百 分の六十五)
別表第十五（第七十八条第二項の表離島の項目関係）	事業費の区分	補助の割合
一 第五十一条第一項第一号に掲げる事業であつて、本土と離島及び離島と離島を二連絡する橋に係るものに要する事業費	三分の二	百分の三
二(一) 第五十一条第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費	二	百分の二
二(二) 第五十一条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費	二	百分の二
三(一) 第五十一条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	五十五	百分の五十五
三(二) 第五十一条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費	二	百分の二

四	<p>(二) 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）</p> <p>(三) 第五十条第一項第三号の二又は地目変換に係るものに要する事業費（四の項の（二）及び五の項の（四）に掲げるものを除く。）</p> <p>(四) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(五) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業であつて、これに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費</p> <p>(六) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(七) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(八) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（七）に掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(十) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染の原因等を案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(一一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費（三の項の（二）に掲げるものを除く。）</p>	
五	<p>百分比</p>	

<p>(二) 第五十条第一項第二号の四に掲げる事業であつて、農林水産大臣が発して農用地とすることが適当な土地の地積を勘査して定める基準に該当するもの工事のうち地目変換に係るものに要する事業費</p> <p>(三) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(四) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(五) に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費</p> <p>(六) 第五十条第一項第十一号に掲げる事業に要する事業費</p>	<p>五</p> <p>百分の 五十</p>
<p>(二) 第五十条第一項第一号、第二号の三又は第七号の三に掲げる事業（農業用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。）に要する事業費</p> <p>(三) 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(四) 第五十条第一項第二号の二に掲げる事業であつて、法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業によつて生じた土地について行うものに要する事業費</p> <p>(五) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（三の項の（六）に掲げるものを除く。）</p> <p>(六) 第五十条第一項第四号の三に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(七) 第五十条第一項第五号の二若しくは第五号の三に掲げる事業又は同項第七号の三に掲げる事業（区画整理に限る。）に要する事業費（三の項の（七）及び（八）並びに六の項に掲げるものを除く。）</p> <p>(八) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業に要する事業費（三の項の（十）に掲げるものを除く。）</p>	<p>百分の 五十</p>

<p>(九) 第五十条第一項第五号の三に掲げる事業（農業用道路の新設又は変更に限る。）に要する事業費</p> <p>六 第五十条第一項第五号の三に掲げる事業の業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p>	<p>七 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水产大臣の委託を受け行うものに限る）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的・社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p>	<p>八 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変更に附帯して施行することを相当地とする土地の区画形質の変更に係る事業費をものその他農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて都府県が行うことを当どするものに要する事業費</p>
--	---	--

別表第十五の二（第七十八条第二項の表離島の項目関係）		別表第十五の三（第七十八条第二項の表離島の項目）	
事業費の区分		事業費の区分	
一除塩事業に要する事業費（四の項に掲げるものを除く。）	事業費の区分	一農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的・社会的条件の変化等による起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費（この項の（一）に掲げるものを除く。）	一農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的・社会的条件の変化等による起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費（この項の（二）に掲げるものを除く。）
二除塩事業に要する事業費（四の項に掲げるものを除く。）	事業費の区分	二（一）農業用用排水施設の変更であつて、百分割定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（二）に掲げるものを除く。）	二（一）農業用用排水施設の変更であつて、百分割定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（二）に掲げるものを除く。）
三農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的・社会的条件の変化等による起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更に要する事業費（一の項及び二の項の（一）に掲げるものを除く。）	事業費の区分	三農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的・社会的条件の変化等による起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更に要する事業費（一の項及び二の項の（一）に掲げるものを除く。）	三農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的・社会的条件の変化等による起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更に要する事業費（一の項及び二の項の（一）に掲げるものを除く。）
四農業用用排水施設の変更に要する事業費（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	割合の補助	四農業用用排水施設の変更に要する事業費（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	四農業用用排水施設の変更に要する事業費（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）
九十分の百分比	十の百分比	十一の百分比	十二の百分比

四	事業費の区分	三	二	一	四
公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	事業費の区分	農業用道路の新設又は変更であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもののうち農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行による地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	特定地域基盤整備事業に要する事業費	農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために定める基準に該当しないものに要する事業費
公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	事業費の区分	農業用道路の新設又は変更であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもののうち農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行による地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	特定地域基盤整備事業に要する事業費	農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために定める基準に該当しないものに要する事業費
公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	事業費の区分	農業用道路の新設又は変更であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもののうち農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行による地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	特定地域基盤整備事業に要する事業費	農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために定める基準に該当しないものに要する事業費
公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	事業費の区分	農業用道路の新設又は変更であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもののうち農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行による地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	特定地域基盤整備事業に要する事業費	農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために定める基準に該当しないものに要する事業費

五	(二) 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業をする事業費(一の項から四の項まで、この項の(二)から(四)まで及び六の項から九の項までに掲げるものを除く。)	百分の五十五	あつては、百の六十五分の	五	農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(第二の項の(二)、五の項の(四)及び六の項の(三)に掲げるものを除く。)	百分の五十五	あつては、百の六十五分の	七	
六	(二) 老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘査して定める基準に該当するものに要する事業費(二の項の(二)に掲げるものを除く。)	百分の五十二	あつては、百の五十二分の	八	(二) 農業用用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更が必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費	百分の五十	あつては、百の五十分の	十	
(二) 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費(二の項の(二)及び五の項の(二)に掲げるものを除く。)	百分の四十五	あつては、百の四十五分の	(二) 農業用用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、これらに要する費用額であるものに要する事業費(二の項の(二)に掲げるものを除く。)	(四) 農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設、廃止若しくは変更又は区画整理であつて、公害等防除事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二の項の(二)、四の項、五の項の(四)、六の項の(三)及びこの項の(三)に掲げるものを除く。)	百分の三十	農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘査して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	百分の三十	に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費	十一
(二) 土砂の崩壊による農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘査して定める基準に該当するものに要する事業費(二の項の(二)に掲げるものを除く。)	百分の四十五	あつては、百の四十五分の	(二) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘査して定めた基準に該当するものに要する事業費(二の項の(二)に掲げるものを除く。)	(四) 農業用用排水施設若しくは農業用道路の新設、廃止若しくは変更又は区画整理であつて、公害等防除事業を行ふことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二の項の(二)、四の項、五の項の(四)、六の項の(三)及びこの項の(三)に掲げるものを除く。)	百分の三十	農業用用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘査して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設に係るものに要する事業費	百分の三十	に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費	十二
(二) 及び五の項の(四)に掲げるも	のを除く。)								